（公職選挙法の一部改正）

第二十三条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百四条（請負等をやめない場合の長の当選人の失格）」を「第百四条（請負等をやめない場合の地方公共団体の議会の議員又は長の当選人の失格）」に、「第二百六十五条（特別市の特例）」を「第二百六十五条　削除」に改める。

第十五条第五項、第三十三条第八項第二号及び第三十四条第六項第二号中「第百五十五条第二項（区を設ける指定都市）」を「第二百五十二条の十九第一項（指定都市）」に改める。

第九十七条第一項中「長の当選人」を「地方公共団体の議会の議員又は長の当選人」に改める。

第百四条の見出し中「長の当選人」を「地方公共団体の議会の議員又は長の当選人」に改め、同条中「地方公共団体の長」を「地方公共団体の議会の議員又は長」に、「第百四十二条（長が請負人等となることの禁止）」を「第九十二条の二（議員が請負人等となることの禁止）又は第百四十二条（長が請負人等となることの禁止）」に改める。

第百九条第三号中「長の当選人」を「地方公共団体の議会の議員又は長の当選人」に改める。

第二十四条第一号に次のただし書を加える。

但し、第九十七条の二第一項の指定都市の区域については、同条第三項の規定により指定都市の長が行うこととなる事務に関する限り、当該指定都市の長をもつて特定行政庁とみなし、指定都市の長が行わないこととされる事務については、都道府県知事を特定行政庁とみなす。

第十六条中「建築主事を置く市町村の長」の下に「（第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く同条同項の指定都市の長を含む。）」を加える。

第九章中第九十七条の次に次の一条を加える。

（大都市の特例）

第九十七条の二　地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）においては、第四条第一項の規定による外、指定都市の長の指揮監督の下に、この法律中建築主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものをつかさどらせるために、建築主事を置くことができる。この場合においては、この

第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

（予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正）

第二十五条　予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「都道府県又は特別市の長又は」を「都道府県知事又は都道府県の」に改める。

第四条第二項中「都道府県又は特別市の職員」を「都道府県の職員」に、「都道府県又は特別市の長」を「都道府県知事」に改める。

第六条第五項及び第八条第一項中「又は特別市」を削る。

（建築基準法の一部改正）

第二十六条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一

（身体障害者福祉法の一部改正）

第二十二条　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第四項中「第百五十五条第二項の市」を「第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

第四十三条の二の次に次の一条を加える。

（大都市の特例）

第四十三条の三　この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事その他の都道府県の機関若しくは職員の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長その他の機関若しくは職員が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事その他の都道府県の機関若しくは職員に関する規定は、指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員に関する規定として指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員に適用があるものとする。

（漁業法の一部改正）

第二十一条　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十二条第一項第二号中「第九十九条又は第百三条第二項若しくは第四項」を「第九十九条、第百三条第二項若しくは第四項又は第百四条」に改める。

第九十四条中「及び第百四条」を削る。

第百三十七条中「都道府県又は都道府県知事に関する規定は、特別市にあつては特別市又は特別市の長に、」を削り、「第百五十五条第二項の市」を「第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改め、「特別市にあつては行政区に、」を削る。

（簡易郵便局法の一部改正）

第二十条　簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第二条第二項及び第四項」を「第二条第二項及び第九項」に改め、「、第二百六十四条第二項及び第二項」を削り、「第二百八十一条第二項及び第三項」を「第二百八十一条第二項」に改める。

（漁業法の一部改正）

第二十一条　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十二条第一項第二号中「第九十九条又は第百三条第二項若しくは第四項」を「第九十九条、第百三条第二項若しくは第四項又は第百四条」に改める。

第九十四条中「及び第百四条」を削る。

第百三十七条中「都道府県又は都道府県知事に関する規定は、特別市にあつては特別市又は特別市の長に、」を削り、「第百五十五条第二項の市」を「第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改め、「特別市にあつては行政区に、」を削る。

法律中建築主事に関する規定は、指定都市が置く建築主事に適用があるものとする。

2　前項の規定は、指定都市に置かれる建築主事の権限に属しない指定都市の区域における事務をつかさどらせるために、都道府県が都道府県知事の指揮監督の下に建築主事を置くことを妨げるものではない。

3　この法律中都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務で政令で定めるものは、政令で定めるところにより、指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事たる特定行政庁に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

（地方交付税法の一部改正）

第二十七条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「、特別市」を削る。

第五条第一項中「及び特別市の市長」及び「又は特別市」を削る。

第二十一条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

（地方税法の一部改正）

第二十八条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「及び特別市」、「若しくは「特別市」」、「若しくは「特別市税」」、「若しくは「特別市民税」」、「若しくは「特別市たばこ消費税」」、「若しくは「特別市長」」及び「若しくは「特別市吏員」」を削る。

第三条の二中「同条第二項」を「同法第二百五十二条の二十第一項」に改める。

第二十五条第一号、第七十二条の四第一項第一号、第七十三条の三、第百四十六条第一項、第百七十九条及び第二百九十六条第一号中「、特別市」を削る。

第三百三十七条及び第三百三十八条中「第百五十五条第二項」を「第二百五十二条の十九第一項」に改める。

第三百四十八条第一項及び第二項第一号中「、特別市」を削る。

第三百四十九条の四第一項、第四百三十八条及び第四百三十九条中「第百五十五条第二項」を「第二百五十二条の十九第一項」に改める。

第四百四十三条第一項中「、特別市」を削る。

第五百十五条、第五百十六条、第五百四十七条、第五百四十八条、第五百七十九条、第五百八十条、第六百四十二条及び第六百四十三条中「第百五十五条第二項」を「第二百五十二条の十九第一項」に改める。

第七百四条中「、特別市」を削る。

第七百三十四条の見出し中「及び特別市」を削り、同条第一項中「都はその」を「都は、その」に改め、「及び特別市は、」及び「又は特別市」を削る。

第七百三十五条の見出し中「及び特別市」を削り、同条中「都はその」を「都は、その」に改め、「及び特別市は、」及び「又は特別市」を削る。

第七百三十七条の見出し中「、行政区及び五大市」を「及び指定都市」に改め、同条中「、特別市」及び「、特別市の行政区」を削り、「第百五十五条第二項」を「第二百五十二条の十九第一項」に改める。

（地方公務員法の一部改正）

第二十九条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五条第二項の市及び特別市」を「及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

第三十六条第二項中「第百五十五条第二項の市」を「第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

（社会福祉事業法の一部改正）

第三十条　社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項、第十九条及び第二十条中「第百五十五条第二項の市」を「第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

別表中「第百五十五条第二項の市」を「第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第三十一条　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「（第百四条の規定を除く。）」を削る。

第三十五条中「第百五十五条第二項（区を設ける市）の市」を「第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

（結核予防法の一部改正）

第三十二条　結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十八条」を「第六十九条」に改める。

本則中第六十八条の次に次の一条を加える。

（大都市の特例）

第六十九条　前条に規定するものの外、この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

（国土調査法の一部改正）

第三十三条　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「、特別市」及び「、行政区若しくは行政区長」を削り、「第百五十五条第二項の市」を「第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

（住民登録法の一部改正）

第三十四条　住民登録法（昭和二十六年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の見出し中「特別市等」を「指定都市」に改め、同条中「特別市又は」を削り、「第百五十五条第二項の市」を「第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

（土地収用法の一部改正）

第三十五条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第百四十条第一項中「第百五十五条第二項の規定による市」を「第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

（道路法の一部改正）

第三十六条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「第百五十五条第二項に規定する市」を「第二百五十二条の十九第一項の市」に改める。

（農地法の一部改正）

第三十七条　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第九十一条中「第百五十五条第二項（区を設ける市）の市」を「第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

（自治行政監査法の一部改正）

第三十八条　自治行政監査法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十四号チ中「イからト」を「イからチ」に改め、同号中チをリとし、トをチとし、同号ヘ中「及び特別市」を削り、同号中ヘをトとし、ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ　地方公共団体に関する訴願の裁決を行うこと。

（母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部改正）

第三十九条　母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭和二十七年法律第三百五十号）の一部を次のように改正する。

本則中第十七条の次に次の一条を加える。

（大都市の特例）

第十八条　この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事その他の都道府県の機関の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長その他の機関が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事その他の都道府県の機関に関する規定は、指定都市又は指定都市の長その他の機関に関する規定として指定都市又は指定都市の長その他の機関に適用があるものとする。

（清掃法の一部改正）

第四十条　清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「以下同じ。」を「第九条を除き、以下同じ。」に改める。

（土地区画整理法の一部改正）

第四十一条　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百三十六条」を「第百三十六条の二」に改める。

第六章中第百三十六条の次に次の一条を加える。

（大都市の特例）

第百三十六条の二　この法律中都道府県知事の権限に属する事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

（警察法の一部改正）

第四十二条　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項中「第百五十五条第二項」を「第二百五十二条の十九第一項」に改める。

（物品管理法の一部改正）

第四十三条　物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「都道府県等の長又は吏員」を「都道府県知事等」に改め、同条中「都道府県又は特別市の長又は」を「都道府県知事又は都道府県の」に改める。

第三十一条第一項中「都道府県又は特別市の長又は」を「都道府県知事又は都道府県の」に改める。

（健康保険法及び船員保険法の一部改正）

第四十四条　次に掲げる法律の規定中「第百五十五条第二項ノ市」を「第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市」に改める。

一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十一条ノ二第一項

二　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十二条ノ二第一項

（図書館法及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部改正）

第四十五条　次に掲げる法律の規定中「第百五十五条第二項の市」を「第二百五十二条の十九第一項の市」に改める。

一　図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第十三条第三項

二　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第六条第一項第二号

（所得税法及び資産再評価法の一部改正）

第四十六条　次に掲げる法律の規定中「特別市」を削る。

一　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第三条第一項第一号

二　資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）第五条第一号

（農業災害補償法等の一部改正）

第四十七条　次に掲げる法律の規定中「第百五十五条第二項の市」を「第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

一　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第五条第一項及び第百七条第一項

二　国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）第十一条

三　検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）第四十七条

四　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百二十五条

五　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）第二条第二項

六　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百条第一項

七　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第百九十条

八　漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第四十六条第七項

九　農業災害補償法臨時特例法（昭和二十七年法律第百九十四号）第四条第一項

十　公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）第百四条

十一　日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第三十四条第三項

十二　私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第三十一条第一項

十三　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十六条第五項

十四　市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）第十条

十五　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第十条、第七十二条第一項及び第七十八条第二項

十六　国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）第五条第一項

十七　百貨店法（昭和三十一年法律第百十六号）第

法律第百四十九号（昭三一・六・一三）

◎昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律

（恩給年額の改定）

第一条 昭和二十三年六月三十日以前に退職し、若しくは死亡した恩給法（大正十二年法律第四十八号）上の公務員（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第十条第一項に規定する旧軍人並びに恩給法等の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百八十四号）附則第二項第二号及び第三号に規定する恩給法上の公務員を除く。以下「公務員」という。）又は同法に基く扶助料（恩給法第七十五条第一項第一号（これに相当する従前の規定を含む。）に規定する扶助料以外の扶助料で昭和二十八年七月三十一日以前に給与事由の生じたものを除く。以下「扶助料」という。）で、その年額計算の基礎となつている俸給年額が三五四、〇〇〇円以下のものについては、昭和三十一年十月分以降、その年額を、その年額計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。

2 前項の規定により年額を改定される扶助料の年額の計算について、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二百号）附則第三項の規定により同法による改正前の恩給法別表第四号表又は第五号表の規定を適用する場合においては、これらの表中別表第二の上欄に掲げるものは、同表下欄に掲げるものとする。

3 前二項の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

（改定年額の一部停止）

第二条 前条の規定により年額を改定された普通恩給又は扶助料を受ける者（恩給法に基く増加恩給又は傷病年金と併給される普通恩給を受ける者及び扶助料を受ける子を除く。）については、その者が六十歳に満ちる月までは、改定年額と従前の年額との差額を停止する。この場合において、扶助料を受ける者が二人あり、かつ、その二人が扶助料を受けているときは、そのうちの年長者が六十歳に満ちる月をもつて、その二人が六十歳に満ちる月とみなす。

（昭和三十一年十月一日以降給与事由の生ずる普通恩給についての改定規定の適用）

第三条 昭和二十三年六月三十日以前に退職した公務員又は準公務員に給する普通恩給で、昭和三十一年十月一日以降給与事由の生ずるものについては、同年九月三十日に給与事由の生じたものとみなして、前二条の規定を適用する。この場合において、第一条第一項中「昭和三十一年十月分以降」とあるのは、「普通恩給の給与事由の生じた日の属する月の翌月分以降」とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

別表第一

恩給年額計算の基礎となつている俸給年額	仮定俸給年額
七二、〇〇〇円	七九、八〇〇円
七四、四〇〇	八二、八〇〇
七九、八〇〇	八八、八〇〇
八五、八〇〇	九四、八〇〇
九一、八〇〇	一〇〇、八〇〇
九七、八〇〇	一〇七、八〇〇
一〇三、八〇〇	一一三、二〇〇
一一一、〇〇〇	一二三、〇〇〇
一一八、二〇〇	一三三、二〇〇
一二七、八〇〇	一四四、〇〇〇
一三八、六〇〇	一五四、八〇〇
一四九、四〇〇	一六八、〇〇〇
一六〇、八〇〇	一八二、四〇〇
一七五、二〇〇	一九六、八〇〇
一八九、六〇〇	二一三、六〇〇
二〇四、〇〇〇	二二二、〇〇〇
二一三、六〇〇	二三〇、四〇〇
二二二、〇〇〇	二四〇、〇〇〇
二四〇、〇〇〇	二五九、六〇〇
二五九、六〇〇	二七九、六〇〇
二七九、六〇〇	三〇一、二〇〇
三〇一、二〇〇	三二七、六〇〇
三二七、六〇〇	三五四、〇〇〇
三五四、〇〇〇	三六七、二〇〇

恩給年額計算の基礎となつている俸給年額が七二、〇〇〇円以上の場合においては、恩給年額計算の基礎となつている俸給年額が六八、四〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の千分の千百六十六倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、それぞれ仮定俸給年額とする。

別表第二

上欄	下欄
二五九、二〇〇円ヲ超エ三九八、四〇〇円以下ノモノ	二九〇、四〇〇円ヲ超エ三九八、四〇〇円以下ノモノ
二七九、六〇〇円ヲ超エ二九〇、四〇〇円以下ノモノ	三〇一、二〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額一〇、八〇〇円
二六八、八〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額六〇〇円	一一八、二〇〇円ヲ超エ二四九、六〇〇円以下ノモノ
一一八、二〇〇円ヲ超エ一一八、二〇〇円以下ノモノ	一一四、六〇〇円ヲ超エ一一八、二〇〇円以下ノモノ
九七、八〇〇円ヲ超エ一一四、六〇〇円以下ノモノ	一〇七、八〇〇円ヲ超エ一一四、六〇〇円以下ノモノ
九四、八〇〇円ヲ超エ九七、八〇〇円以下ノモノ	一〇七、八〇〇円ヲ超エ一一〇、八〇〇円以下ノモノ
九一、八〇〇円ヲ超エ九四、八〇〇円以下ノモノ	一〇〇、八〇〇円ヲ超エ一〇七、八〇〇円以下ノモノ
八八、八〇〇円ヲ超エ九一、八〇〇円以下ノモノ	九七、八〇〇円ヲ超エ一〇〇、八〇〇円以下ノモノ

七九、八〇〇円ヲ超エ八八、八〇〇円以下ノモノ	八八、八〇〇円ヲ超エ九八、八〇〇円以下ノモノ
九一、八〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額七六、八〇〇円ヲ超エ七九、八〇〇円以下ノモノ	八〇〇、八〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額七九、八〇〇円ヲ超エ八七六、八〇〇円以下ノモノ
八、八〇〇円ヲ超エ八八五、八〇〇円以下ノモノ	八八、八〇〇円ヲ超エ九八五、八〇〇円以下ノモノ

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第百五十号（昭三一・六・一三）

◎租税特別措置法の一部を改正する法律（参法）

租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の六第一項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　第六号に規定する加工を行う者の委託を受けて行う当該加工に係る物品の捺染加工

第七条の六第三項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第一項第六号に規定する加工を行つた場合において、当該加工を行う者が当該加工についての捺染加工が他の者に委託されたものであるときは、当該取引に係る物品についてその委託をした金額

第七条の六第四項中「第九号又は第十号」を「第十号又は第十一号」に改め、同条第五項及び第六項中「第八号」を「第九号」に改め、同条第七項中「又は輸出業者」を「輸出業者」に、「整理加工をなした場合」を「整理加工をなした場合」に、「第八号」を「第九号」に改める。

第七条の七第三項及び第四項中「第八号」を「第九号」に改め、同条第五項中「又は輸出業者」を「輸出業者」に、「整理加工をなした場合」を「整理加工をなし、又は輸出業者の委託を受けて物品の加工を行う者の委託を受けて当該加工に係る物品について捺染加工をなした場合」に、「第八号」を「第九号」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行前に行われた改正後の租税特別措置法第七条の六第一項第九号に掲げる取引については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百五十一号（昭三一・六・一三）

◎農産物価格安定法の一部を改正する法律（衆法）

農産物価格安定法（昭和二十八年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及びなたね」を「、なたね及び大豆」に改める。

第五条第一項第二号中「なたね」を「なたね又は大豆」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百五十二号（昭三一・六・一四）

◎公立養護学校整備特別措置法（参法）

（目的）

第一条　この法律は、養護学校における義務教育のすみやかな実施を目標として公立の養護学校の設置を促進し、かつ、当該学校における教育の充実を図るため、当該学校の建物の建築、教職員の給料その他の給与等に要する経費についての国及び都道府県の費用負担その他必要な事項に関し特別の措置を定めることを目的とする。

（建物の建築に要する経費の国庫負担）

第二条　国は、公立の養護学校の建物（校舎、屋内運動場及び寄宿舎をいう。以下同じ。）で当該学校の小学部及び中学部に係るものの新築及び増築（以下「建築」という。）に要する経費の二分の一を負担する。

2　前項に規定する建物の建築に要する経費の種目は、当該建築の本工事費及び附帯工事費（以下「工事費」という。）並びに事務費とする。ただし、買収その他これに準ずる方法による建物の取得の場合にあつては、当該建物の買収費及び事務費とする。

3　前項に規定する事務費の工事費（買収その他これに準ずる方法による建物の取得の場合にあつては、買収費）に対する割合は、政令で定める。

4　第一項に規定する建物の建築に要する経費は、養護学校において教育を行うのに必要な最低限度の児童及び生徒一人当りの坪数を基準として算定するものとする。

5　第一項に規定する建物の建築に要する経費の額は、前項に規定する基準に従い、地方公共団体の提出する資料、実地調査の結果等を勘案して文部大臣が決定するものとする。

（危険校舎等の改築に要する経費の国の補助）

第三条　国は、公立の養護学校の建物（当該学校の幼稚部に係るものを除く。）で、その構造上危険な状態にあるもの（以下「危険校舎等」という。）の改築を行おうとする地方公共団体に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、危険校舎等の改築に要する経費の三分の一以内を補助することができる。

2　建物の危険度その他前項の規定により国が補助を行うことができる危険校舎等の範囲の決定について

必要な事項は、政令で定める。

（市町村立学校教職員給与の都道府県負担）

第四条　市（特別区を含む。以下同じ。）町村立の養護学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、寮母、講師及び事務職員（以下「教職員」という。）の給料、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、日直及び宿直に関する手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、石炭手当、退職手当、退職年金及び退職一時金、死亡一時金、旅費並びに公務災害補償（以下「給料その他の給与」という。）は、都道府県の負担とする。

2　前項に規定する教職員の定数又は給料その他の給与については、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第三条及び第四条の規定を準用する。

（教職員給与費等の国庫負担）

第五条　国は、毎年度、各都道府県ごとに、次の各号に掲げるものについて、その実支出額の二分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

一　公立の養護学校の小学部及び中学部の教職員の給料その他の給与に要する経費

二　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）附則第十項の規定により同法による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十六条第三号の規定の例によるものとされる恩給で公立の養護学校の小学部及び中学部の教職員に係るものに要する経費

（教材費の国庫負担）

第六条　国は、毎年度、公立の養護学校の小学部及び中学部における教育の教材に要する経費（理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条に規定する経費を除く。）の一部を負担する。

2　前項の教材費は、公立の養護学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の数を基礎として算出するものとし、当該学校の児童及び生徒一人当りの教材費の国の負担額その他の配分に関し必要な事項は、政令で定める。

3　政府は、前項に規定する児童及び生徒一人当りの教材費の国の負担額を政令で定める場合には、養護学校の特殊事情を考慮して定めなければならない。

（政令への委任）

第七条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

ただし、第三条から第六条まで及び附則第六項の規定は、昭和三十二年四月一日から施行する。

2　第五条第二号の規定及び附則第七項の規定による改正後の地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）（以下「改正後の地方財政法」という。）第三十四条第四号の規定中教職員の恩給に要する経費に係る部分は、昭和三十二年四月一日以後において、退職し、又は在職中死亡した者に係る恩給から適用する。

3　改正後の地方財政法第三十四条第四号の規定（前項に規定する部分を除く。）は、昭和三十二年度分の経費から適用する。

4　公立の養護学校の建物で当該学校の小学部及び中学部に係るものの建築に要する経費の国の負担については、昭和三十一年度に限り、第二条第一項中「経費の二分の一」とあるのは「経費につき、政令の定めるところにより、その二分の一以内」と読み替えるものとする。

5　公立の養護学校の建物で当該学校の小学部及び中学部に係るものの建築に要する経費は、第二条第四

項の規定にかかわらず、当分の間、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる養護学校の児童及び生徒一人当りの基準坪数に当該学校の児童及び生徒の数（寄宿舎にあつては、収容する児童及び生徒の数とする。以下同じ。）を乗じた坪数（建物の増築の場合にあつては、当該坪数から従来の保有坪数を控除した坪数とする。）を基準として算定するものとする。ただし、児童及び生徒一人当りの基準坪数については、当該学校の所在地の積雪寒冷度、当該学校の児童及び生徒の数、当該学校における児童及び生徒の一学級の平均収容数又は当該学校の建物の構造に応じ、政令で定めるところにより補正を行うものとする。

一　校舎についての児童及び生徒一人当りの基準坪数　二・五五坪

二　屋内運動場についての児童及び生徒一人当りの基準坪数　〇・二〇坪

三　寄宿舎についての児童及び生徒一人当りの基準坪数　三・二〇坪

6　教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の四第一項中「職員」の下に「並びに公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）第四条第一項に規定する教職員」を加える。

7　地方財政法の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　養護学校の小学部及び中学部の建物の建築に要する経費

四　養護学校の小学部及び中学部における教育に従事する教職員の給与及び恩給並びに当該教育の教材に要する経費

（内閣総理・大蔵・文部大臣署名）

法律第百五十三号（昭三一・六・一四）

◎盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律（参法）

盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中『学齢児童生徒（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十三条に規定する「学齢児童」及び同法第三十九条第二項に規定する「学齢生徒」をいう。以下同じ。）』を「児童又は生徒」に、「義務教育」を「これらの学校における教育」に改める。

第二条第一項中「学齢児童生徒」を「児童又は生徒」に、『保護者（学校教育法第二十二条第一項に規定する「保護者」をいう。以下同じ。）』を「保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法

律第二十六号）第二十二条第一項に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）に、「左に掲げるものについて、」を「これらの学校の小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては次の各号に掲げるものについて、これらの学校の高等部（専攻科を除く。）の生徒に係るものにあつては第一号に掲げるものについて、」に改める。

第三条第一項中「学齢児童生徒」を「児童又は生徒」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定により経費の交付を受けた校長は、これを、政令の定めるところにより、金銭をもつて当該児童若しくは生徒又はその保護者等に対して支給しなければならない。但し、政令で定める特別の事情があるときは、現物をもつて支給することができる。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、養護学校への就学の奨励に関する部分は、昭和三十二年四月一日から施行する。

2　この法律による改正後の盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（以下「新法」という。）第二条第一項の規定中盲学校又はろう学校の高等部（専攻科を除く。以下同じ。）への就学の奨励に関する部分は、昭和三十一年度において使用される教科用図書の購入費から適用する。

3　この法律施行前に国又は都道府県が盲学校又はろう学校の高等部の生徒に係る昭和三十一年度において使用される教科用図書の購入費について行つた支弁は、新法第二条の規定により行つた支弁とみなす。

4　国は、盲学校又はろう学校の高等部への就学のため必要な教科用図書の購入費につき、新法第二条の規定により都道府県が支弁する経費については、昭和三十一年度に限り、新法第四条の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、その三分の一以内を負担する。

（内閣総理・大蔵・文部大臣署名）

法律第百五十四号（昭三一・六・一五）

◎機械工業振興臨時措置法

（目的）

第一条　この法律は、機械工業の合理化を促進することにより、その振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（合理化基本計画）

第二条　通商産業大臣は、機械工業審議会の意見をきいて、機械器具又はその部品（部品の半製品を含む。以下同じ。）のうち、特に性能若しくは品質を改善し、又は生産費を低下させる必要があるものであつて、政令で定めるもの（以下「特定機械」という。）を製造する事業（以下「特定機械工業」という。）について、合理化基本計画を定めなければならない。

2　合理化基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一　昭和三十五年度末における特定機械の性能又は品質、生産費その他合理化の目標

二　新たに設置すべき設備の種類、資金の額その他合理化のため必要な設備の設置に関する事項

三　くず化、転用その他の方法により処理すべき設備の種類、処理の方法その他合理化のため必要な設備の処理に関する事項

四　前各号に定めるもののほか、生産技術の向上、能率の増進その他合理化に関する重要事項

3　通商産業大臣は、第一項の規定により合理化基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

（合理化実施計画）

第三条　通商産業大臣は、毎年、機械工業審議会の意見をきいて、合理化基本計画の実施を図るため必要な合理化実施計画を定めなければならない。

2　前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

（計画の変更）

第四条　通商産業大臣は、特定機械工業における生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、機械工業審議会の意見をきいて、合理化基本計画又は合理化実施計画を変更しなければならない。

2　第二条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

（資金の確保）

第五条　政府は、合理化実施計画に定める特定機械工業の合理化のための設備の設置に必要な資金の確保に努めるものとする。

（共同行為の実施に関する指示）

第六条　通商産業大臣は、合理化基本計画に定める特定機械工業の合理化の目標を達成するため特に必要があると認めるときは、その特定機械工業を営む者に対し、次の事項に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。ただし、第二号の事項については、第一号の事項に係る共同行為を実施することが著しく困難であると認められる場合に限る。

一　品種の制限

二　品種別の製造数量の制限

三　技術の制限

四　部品又は原材料の購入方法

2　通商産業大臣は、前項第一号の事項に係る共同行為をもつてしては、特定の特定機械の規格の制限をすることが困難である場合において、特に必要があると認めるときは、その特定機械を部品又は材料として使用して機械器具又はその部品を製造する事業（特定機械工業を除く。以下この項において同じ。）を営む者に対し、その使用する特定機械の規格の制限に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。ただし、その特定機械を部品又は材料として使用して機械器具又はその部品を製造する事業の合理化に資すると認められないときは、この限りでない。

3　前二項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び共同行為の内容を定めて、告示により行う。

（共同行為の内容）

第七条　前条第一項又は第二項の共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　合理化基本計画に定める合理化の目標を達成するため必要な程度をこえないこと。

二　一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三　不当に差別的でないこと。

（共同行為の指示の変更等）

第八条　通商産業大臣は、第六条第一項又は第二項の規定による指示に係る共同行為の内容が前条各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならない。

（共同行為の届出）

第九条　第六条第一項又は第二項の規定による指示

（前条の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた者は、その指示に従い共同行為をしたときは、遅滞なく、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

第十条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、第六条第一項又は第二項の規定による指示に従つてする共同行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

（公正取引委員会との関係）

第十一条　通商産業大臣は、第六条第一項又は第二項の規定による指示をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2　通商産業大臣は、第八条の規定による処分をしたとき、又は第九条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

（生産技術の向上のための基準の公表）

第十二条　通商産業大臣は、合理化基本計画を定めたときは、遅滞なく、機械工業審議会の意見をきいて、生産技術の向上を促進することが特に必要であると認められる特定機械工業について、合理化基本計画に定めるその特定機械工業の合理化の目標を達成するためにはその特定機械工業の工場又は事業場における特定機械の製造及び検査の設備及び方法並びにその製造に従事する者の技術的能力が適合しなければならないと認められる基準を定めて、公表しなければならない。

2　第四条第一項の規定は、前項に規定する基準に準用する。

（機械工業審議会）

第十三条　通商産業省に、機械工業審議会を置く。

第十四条　機械工業審議会（以下「審議会」という。）は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、機械工業の振興に関する重要事項を調査審議する。

第十五条　審議会は、委員五十人以内で組織する。

2　専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

第十六条　委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び機械工業に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2　通商産業大臣は、委員のうち一人を会長とし指名し、会務を総理させる。

第十七条　学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、一年とする。

第十八条　委員及び専門委員は、非常勤とする。

第十九条　審議会に、部会を置くことができる。

2　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。

3　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4　審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

第二十条　第十三条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

（報告の徴収）

第二十一条　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、機械器具又はその部品を製造する事業を営む者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

（罰則）

第二十二条　前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十三条　第九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。

第二十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとする。

3　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

「

工業生産技術審議会	工業における生産技術の向上及び製品の品質の改善に関する事項を調査審議すること。
機械工業審議会	機械工業の振興に関する重要事項を調査審議すること。

」を

（内閣総理・通商産業大臣署名）

に改める。

法律第百五十五号（昭三一・六・二〇）

◎通商産業省設置法の一部を改正する法律

通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十六号の次に次の一号を加える。

二十六の二　工業用水道に関する事務を行うこと。

第九条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　工業用水道に関すること。

第十条第六号中「（軽工業局の所掌に係ることを除く。）」を削る。

第十一条第一号中「及び石材」を削る。

第二十一条第二項の表中

「

桐生繊維製品検査所	桐生市

」を

「

桐生繊維製品検査所	桐生市
福島繊維製品検査所	福島県伊達郡川俣町

」

に改める。

第二十八条第一項の表四国通商産業局の項中「丸亀

第二十五条第一項の表中

「

工業生産技術審議会	工業における生産技術の向上及び製品の品質の改善に関する事項を調査審議すること。

」

を

「

工業生産技術審議会	工業における生産技術の向上及び製品の品質の改善に関する事項を調査審議すること。
機械工業審議会	機械工業の振興に関する重要事項を調査審議すること。

」

に改める。

（内閣総理・通商産業大臣署名）

市」を「高松市」に改める。

第三十九条中「長官官房及び左の四部」を「左の六部」に、「審査第二部」を「審査第二部　審査第三部　審査第四部」に改める。

第四十条（見出しを含む。）中「長官官房」を「総務部」に改め、第八号を第十四号とし、第七号の次に次の六号を加える。

八　工業所有権に関する指導並びに意匠及び商標に関する奨励を行うこと。

九　調査及び統計に関すること。

十　公報その他の資料を収集し、編集し、及び刊行すること。

十一　弁理士に関すること。

十二　特許権の存続期間の延長その他工業所有権に関すること。（他部の所掌に係ることを除く。）

十三　工業所有権に関し、外国と連絡すること。

第四十一条を削り、第四十二条を第四十一条とし、第四十三条を削り、第四十一条の次に次の三条を加える。

（審査第二部の事務）

第四十二条　審査第二部においては、左の事務をつかさどる。

一　農林畜水産物の採取及び加工、運輸、建設並びに機械器具に関する発明及び実用新案の審査に関すること。（他部の所掌に係ることを除く。）

二　発明及び実用新案の審査に関する事務で審査第三部及び審査第四部の所掌に属しない事務に関すること。

（審査第三部の事務）

第四十三条　審査第三部においては、鉱物の採取及び加工並びに無機材料、有機材料及び繊維に関する発明及び実用新案の審査に関する事務をつかさどる。

（審査第四部の事務）

第四十三条の二　審査第四部においては、電気、通信、測定及び日用品に関する発明及び実用新案の審査に関する事務をつかさどる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十八条第一項の改正規定は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百五十六号（昭三一・六・二〇）
◎母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律

母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭和二十七年法律第三百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改め、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　住宅を補修するのに必要な資金（以下「住宅補修資金」という。）

第四条中第七号を第八号とし、第六号中「七百円」を「千円」に改め、同号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　住宅補修資金の貸付は、一回につき三万円以内

第五条第一項中「二年以内」の下に「、住宅補修資金については五年以内」を加える。

第十条の次に次の二条を加える。

（償還金の支払猶予）

第十条の二　都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が災害を受け、又は疾病にかかり、若しくは負傷したため、支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、第五条第二項の規定にかかわらず、当該償還金の支払を猶予することができる。ただし、当該貸付金の貸付を受けた者と連帯して償還の債務を負担する借主がある場合において、その借主が支払期日に当該償還金を支払うことができると認められるときは、この限りでない。

2　前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、貸付金の利子の計算については、その償還金の支払によつて償還されるべきであつた貸付金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

（償還の免除）

第十条の三　都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため、貸付金を償還することができなくなつたと認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聞き、かつ、議会の議決を経て、当該貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、保証人又は当該貸付金の貸付を受けた者と連帯して償還の債務を負担した、若しくは負担する借主がある場合におけるその借主が、償還することができると認められるときは、その償還することができると認められる額については、この限りでない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・大蔵・厚生大臣署名）

法律第百五十七号（昭三一・六・二〇）
◎夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（参法）

（目的）

第一条　この法律は、勤労青年教育の重要性にかんがみ、働きながら高等学校の夜間課程において学ぶ青年の身体の健全な発達に資し、あわせて国民の食生活の改善に寄与するため、夜間学校給食の実施に関し必要な事項を定め、かつ、その普及充実を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「夜間学校給食」とは、夜間において授業を行う課程（以下「夜間課程」という。）を置く高等学校において、授業日の夕食時に、当該夜間課程において行う教育を受ける生徒に対し実施される給食をいう。

（設置者の任務）

第三条　夜間課程を置く高等学校の設置者は、当該高等学校において夜間学校給食が実施されるように努

めなければならない。

（国及び地方公共団体の任務）

第四条 国及び地方公共団体は、夜間学校給食の普及と健全な発達を図るように努めなければならない。

（経費の負担）

第五条 夜間学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに夜間学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、夜間課程を置く高等学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の夜間学校給食に要する経費は、夜間学校給食を受ける生徒の負担とする。

（国の補助）

第六条 国は、夜間課程を置く公立又は私立の高等学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、夜間学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。

（小麦等の売渡）

第七条 国が、食糧管理特別会計の負担において買い入れた小麦又はこれを原料として製造した小麦粉を、農林大臣が文部大臣と協議して定める売渡計画に従い、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）の定めるところにより、夜間学校給食用として売り渡す場合における売渡の予定価格は、食生活の改善のため必要があるときは、同法第四条ノ三第二項の規定にかかわらず、学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第十条の規定により農林大臣が定める価格によるものとする。

（小麦等の用途外使用の禁止）

第八条 前条に規定する小麦又は小麦粉を夜間学校給食用として買い受けた者、その者から当該小麦又は小麦粉を夜間学校給食用として買い受けた者及びこれらの者のために当該小麦又は小麦粉を保管する者は、当該小麦又は小麦粉を夜間学校給食以外の用途に供する目的で譲渡し、又は夜間学校給食以外の用途に使用してはならない。

（報告の徴取）

第九条 文部大臣又は農林大臣は、第七条に規定する売渡計画の立案又は実施のため必要があるときは、夜間課程を置く公立又は私立の高等学校の設置者に対し、夜間学校給食に関し必要な事項の報告を求めることができる。

（政令への委任）

第十条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条から第九条まで及び附則第三項の規定は、昭和三十二年四月一日から施行する。

2 日本学校給食会法（昭和三十年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「学校給食をいう。」を「学校給食及び夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）第二条に規定する夜間学校給食をいう。」に改める。

3 食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「第十条」を「第十条又ハ夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）第七条」に改める。

4 関税定率法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第八項中「中学校」を「中学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校」に改める。

（大蔵・文部・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百五十八号（昭三一・六・二二）

◎中央卸売市場法の一部を改正する法律

中央卸売市場法（大正十二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「主務大臣」を「農林大臣」に改める。

第一条第一項中「又ハ特別ノ事情アル場合ニ於テハ民法第三十四条ノ規定ニ依ル法人」を削り、「隣接地」の下に「（以下指定区域ト謂フ）」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依ル指定ハ都市ニ在リテハ政令ヲ以テ定ムル数以上ノ人口ヲ有スルモノニ付、隣接地ニ在リテハ其ノ区域ト当該都市ノ区域トヲ一体トシテ前項ニ掲グル物品ノ流通ノ円滑ヲ図ル必要アリト認メラルルモノニ付之ヲ為スモノトス

第三条に次の一項を加える。

開設者ハ中央卸売市場ニ於ル業務ノ適正且健全ナル運営ヲ確保スル為必要アルトキハ業務規程ヲ以テ卸売ノ業務ヲ為ス者ノ数ノ最高限度ヲ定ムルコトヲ得

第七条第一項中「勅令」を「政令」に改め、同条第二項中「地方長官」を「農林大臣」に、「決定ニ係ル補償金額ニ不服アル者」を「決定ニ係ル補償金額ニ不服アル者」に、「通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得」を「訴ヲ以テ其ノ増減ヲ請求スルコトヲ得」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ訴ニ於テハ他ノ当事者ヲ被告トス

第十条中「地方長官」を「農林大臣」に改め、同条の次に次の六条を加える。

第十条ノ二 農林大臣ハ第三条第二項ノ規定ニ依ル数ノ最高限度ヲ超エテ前条ノ許可ヲ為スコトヲ得ズ

第十条ノ三 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ第十条ノ許可ヲ受クルコトヲ得ズ

一 破産者ニシテ復権ヲ得ザルモノ

二 禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者又ハ此ノ法律ノ規定ニ違反シテ罰金ニ処セラレタル者ニシテ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ刑ノ執行ヲ受クルコトナクナリタル日ヨリ三年ヲ経過セザルモノ

三 第十八条第一項ノ規定ニ依ル許可ノ取消ヲ受ケタル者ニシテ其ノ取消ノ日ヨリ三年ヲ経過セザルモノ

四 法人ニシテ其ノ無限責任社員又ハ取締役其ノ他業務ヲ執行スル役員中ニ前三号ノ一ニ該当スル者アルモノ

第十条ノ四 左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ農林大臣ハ第十条ノ許可ヲ為サザルコトヲ得

一 許可ヲ受ケムトスル者第十条ノ六第二項第一号又ハ第二号ノ規定ニ依リ許可ノ取消ヲ受ケ其ノ取消ノ日ヨリ一年ヲ経過セザル者ナルトキ

二 許可ヲ受ケムトスル者当該卸売ノ業務ヲ為スニ足ル資力信用ヲ有セザルトキ

三 許可ヲ受ケムトスル者ガ当該卸売ノ業務ヲ開始スルトキハ当該中央卸売市場ニ於テ卸売ノ業務ヲ為ス者ノ間ニ過度ノ競争ガ行ハレ其ノ結果当該中央卸売市場ニ於ル卸売ノ業務ノ適正且健全ナル運営ガ阻害セラルル虞アリト認メラルルトキ

第十条ノ五 第十条ノ許可又ハ許可ノ拒否ノ処分ハ農林大臣ニ於テ開設者ノ意見ヲ聞キ其ノ意見ヲ尊重シテ之ヲ為スベシ

農林大臣前項ノ処分ヲ為ス場合ニ於テ当該処分ガ開設者ノ意見ト異ナルトキハ理由ヲ明記シタル文書ヲ以テ其ノ旨ヲ当該開設者ニ通知スベシ

第十条ノ六 農林大臣ハ第十条ノ許可ヲ受ケタル者第

十条ノ三第一号、第二号又ハ第四号ニ該当スルニ至リタルトキハ其ノ許可ヲ取消スベシ

農林大臣ハ第十条ノ許可ヲ受ケタル者左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得

一　許可ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ一月内ニ第十一条ノ保証金ヲ納付セズ又ハ当該卸売ノ業務ヲ開始セザルトキ

二　正当ノ理由ナクシテ引続キ一月以上当該卸売ノ業務ヲ休止シタルトキ

三　当該卸売ノ業務ヲ為スニ足ル資力信用ヲ欠クニ至リタルトキ

第十条ノ七　農林大臣前条第二項ノ規定ニ依ル処分ヲ為サムトスルトキハ当該処分ノ相手方ニ対シ相当ノ期間ヲ置キタル上期日、場所及処分ノ原因タル事由ヲ通知シテ公開ニ依ル聴聞ヲ行ヒ其ノ者又ハ其ノ代理人ガ証拠ヲ提示シ意見ヲ陳述スル機会ヲ与フベシ

第十一条中「前条」を「第十条」に改め、第十五条の次に次の五条を加える。

第十五条ノ二　第十条ノ規定ニ依リ卸売ノ業務ヲ為ス者ノ間ニ於ル過度ノ競争ニ因ル弊害ヲ防止シ卸売ノ業務ノ適正且健全ナル運営ヲ確保スル為特ニ必要アル場合ニ於テ当該卸売ノ業務ヲ為ス者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ予メ農林大臣ノ認可ヲ受ケ此等ノ者ノ間ニ於テ為ス合併若ハ営業ノ譲受又ハ命令ノ定ムル所ニ依リ予メ農林大臣ノ認可ヲ受ケ此等ノ者ノ間ニ於テ締結スル卸売ノ業務ニ係ル取引条件ニ関スル協定（卸売ノ業務ヲ為ス者ノ取扱フ物品ノ価格、品質又ハ数量ニ関スルモノヲ除ク）及之ニ基キテ為ス行為ニハ私的独占ノ禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）ノ規定ハ之ヲ適用セズ但不公正ナル取引方法ヲ用フルトキハ此ノ限ニ在ラズ

農林大臣ハ前項ノ認可ノ申請アリタル場合ニ於テ申請ニ係ル合併若ハ営業ノ譲受又ハ協定左ノ各号ニ適合スルト認ムルトキハ之ヲ認可スベシ

一　其ノ合併若ハ営業ノ譲受又ハ其ノ協定ノ内容ガ当該卸売ノ業務ヲ為ス者ノ間ニ於ル過度ノ競争ニ因ル弊害ヲ防止シ卸売ノ業務ノ適正且健全ナル運営ヲ確保スル為必要ニシテ最少限度ノモノナルコト

二　其ノ合併若ハ営業ノ譲受又ハ其ノ協定ノ内容不当ニ差別的ニ非ザルコト

三　其ノ協定ニ参加シ又ハ其ノ協定ヨリ脱退スルコトヲ不当ニ制限セザルコト

四　関係事業者及一般消費者ノ利益ヲ不当ニ害スル虞ナキコト

第十五条ノ三　農林大臣ハ前条第一項ノ認可ヲ為シタル協定同条第二項各号ノ全部又ハ一部ニ適合セザルモノトナルニ至リタルト認ムルトキハ当該協定ヲ締結シタル者ニ対シ其ノ変更ヲ命ジ又ハ認可ヲ取消スベシ

第十五条ノ四　第十条ノ規定ニ依リ卸売ノ業務ヲ為ス者第十五条ノ二第一項ノ協定ヲ廃止シタルトキハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ届出ヅベシ

第十五条ノ五　農林大臣第十五条ノ二第一項ノ認可ヲ為サムトスルトキハ公正取引委員会ニ協議スベシ

農林大臣第十五条ノ三ノ規定ニ依ル処分ヲ為シ又ハ前条ノ規定ニ依ル届出ヲ受理シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ公正取引委員会ニ通知スベシ

公正取引委員会ハ第十五条ノ二第一項ノ認可ヲ受ケテ締結シタル協定同条第二項各号ノ全部又ハ一部ニ適合セザルモノトナルニ至リタルト認ムルトキハ農林大臣ニ対シ第十五条ノ三ノ規定ニ依ル処分ヲ為スベキ旨ヲ請求スルコトヲ得

第十五条ノ六　開設者必要アリト認ムルトキハ仲買ノ業務ヲ為ス者ヲ売買ニ参加セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ同項ノ仲買ノ業務ヲ為ス者ノ資格、員数其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第十六条中「千円以下」を「十万円以下」に改め、第十七条に次の一項を加える。

農林大臣必要アリト認ムルトキハ第十条ノ規定ニ依リ卸売ノ業務ヲ為ス者ヨリ其ノ業務又ハ財産ノ状況ニ関シ報告ヲ徴スルコトヲ得

第十八条第三号中「業務許可」を「許可」に改め、同条第四号を削り、同条に次の一項を加える。

第十条ノ七ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル処分ヲ為サムトスル場合ニ之ヲ準用ス

第十九条中「又ハ地方長官」を削り、「官吏」を「当該職員」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ検査ヲ行フ場合ニ於テハ当該職員ハ其ノ身分ヲ示ス証明書ヲ携帯シ之ヲ関係人ニ提示スベシ

第二十二条から第二十四条までを削り、第二十一条中「命令」を「政令」に、「地方長官」を「都道府県知事」に改め、同条を第二十四条とし、第二十条の次に次の三条を加える。

第二十一条　中央卸売市場ノ取扱品目ニ付当該指定区域内ニ於テ中央卸売市場類似ノ業務ヲ為ス市場ニシテ其ノ施設ガ命令ヲ以テ定ムル基準ヲ超ユルモノ（以下類似市場ト謂フ）ヲ開設セムトスル者又ハ類似市場以外ノ市場ヲ類似市場トシテ為サムトスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グル事項ヲ農林大臣ニ届出ヅベシ

一　氏名又ハ名称及住所

二　市場ノ位置、施設ノ概況及取扱品目

三　業務ノ方法

四　卸売ノ業務ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所並ニ取扱品目

五　其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項

左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ類似市場ガ類似市場トナリタルトキノ当該市場ノ開設者亦前項ニ同ジ

一　中央卸売市場ノ開設ノ認可アリタルトキ

二　中央卸売市場ノ取扱品目ニ付追加アリタルトキ

三　指定区域ニ変更アリタルトキ

四　前項ノ命令ヲ以テ定ムル基準ニ変更アリタルトキ

農林大臣ハ前項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者正当ノ理由ナクシテ当該命令ニ違反シタルトキハ一年以内ノ期間ヲ定メ其ノ業務ノ停止ヲ命ズルコトヲ得

第二十二条　農林大臣第一条第一項ニ掲グル物品ノ円滑ナル流通ヲ図ル為必要アリト認ムルトキハ類似市場ノ開設者若ハ類似市場ニ於テ卸売ノ業務ヲ為ス者ヨリ其ノ業務若ハ財産ノ状況ニ関シ報告ヲ徴シ又ハ当該職員ヲシテ類似市場若ハ卸売ノ業務ヲ為ス者ノ事務所若ハ事業所ニ立入リ其ノ業務若ハ財産ノ状況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル立入検査ノ権限ハ犯罪捜査ノ為認メラレタルモノト解スルコトヲ得ズ

第十九条第二項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル立入検査ニ付之ヲ準用ス

第二十三条　農林大臣ハ類似市場ニ於ル業務ノ公正ヲ確保シ又ハ類似市場ニ於テ卸売ノ業務ヲ為ス者ニ対シ販売若ハ販売ノ委託ヲ為ス者ヲ保護スル為必要アリト認ムルトキハ類似市場ノ開設者又ハ類似市場ニ於テ卸売ノ業務ヲ為ス者ニ対シ其ノ施設又ハ業務ノ方法ノ変更ヲ命ズルコトヲ得

農林大臣ハ前項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者正当ノ理由ナクシテ当該命令ニ違反シタルトキハ一年以内ノ期間ヲ定メ其ノ業務ノ停止ヲ命ズルコトヲ得

第一五八号

第十条ノ七ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル命令ヲ為サムトスル場合ニ之ヲ準用ス

第二十五条から第二十七条までを次のように改め、第二十八条を削る。

第二十五条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ五万円以下ノ罰金ニ処ス

一 第六条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

二 第十七条第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ為サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ為シタル者

三 第十八条第一項第三号ノ規定ニ依ル処分ニ違反シタル者

四 第二十一条ノ規定ニ依ル届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタル者

五 第二十三条第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第二十六条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ三万円以下ノ罰金ニ処ス

一 第十五条又ハ第二十二条第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ為サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ為シタル者

二 第十九条第一項又ハ第二十二条第一項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

第二十七条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前二条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為者ヲ罰スル外其ノ法人又ハ人ニ対シテ各本条ノ刑ヲ科ス

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

2 改正前の中央卸売市場法第一条第一項の規定によつてした指定であつて、その区域内にこの法律の施行の際現に中央卸売市場が開設されている都市及びその隣接地に係るものは、改正後の同条第一項及び第二項の規定によつてしたものとみなす。

3 改正前の中央卸売市場法第十条の規定によつてした許可は、改正後の同条の規定によつてしたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に改正後の中央卸売市場法第二十一条第一項に規定する類似市場を開設している者は、この法律の施行の日から六十日以内に農林省令で定める手続により同項各号に掲げる事項を農林大臣に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（農林・内閣総理大臣署名）

法律第百五十九号（昭三一・六・二五）

◎農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十三号の次に次の一号を加える。

三十三の二 委託に基き、国営の開墾建設工事若しくは土地改良事業の施行に伴い必要を生じた工事又は国営の開墾建設工事若しくは土地改良事業の施行と工事施行上密接な関連のある工事を行うこと。

第五条中「農業改良局」を「振興局」に改める。

第七条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。

第八条第一項第五号中「農村工業」の下に「及び副業」を加え、同項中第十一号、第十三号及び第十四号を削り、第十二号を第十四号とし、第十号の次に次の三号を加える。

十一 農林省の所掌事務に係る地方行政及び税制に関する連絡調整を行うこと。

十二 農林畜水産業に関する災害対策につき連絡調整を行うこと。

十三 削除

第八条第一項第十六号中「に関する調整を図ること。」を「の指導監督を行うこと。（蚕糸局の所掌に属することを除く。）」に改め、同条第二項中「、第十号及び第十一号」を「及び第十号」に改める。

第九条第一項中第十四号を第十六号とし、第十三号の次に次の二号を加える。

十四 国営の開墾建設工事若しくは土地改良事業の施行に伴い必要を生じた工事又は国営の開墾建設工事若しくは土地改良事業の施行と工事施行上密接な関連のある工事の受託及び受託に係る当該工事の実施に関すること。

十五 開拓及び土地改良事業に関する試験研究を企画し、並びに関係試験研究機関の行う当該試験研究の連絡調整を行うこと。

第九条第四項中「第十三号」を「第十五号」に改める。

第十条の見出し及び第一項中「農業改良局」を「振興局」に改め、同項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 農山漁村の総合的な振興計画の樹立及び実施に関し、指導、助成及び連絡調整を行うこと。

第十条第一項第五号の二の次に次の四号を加える。

五の三 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）に基いて、都道府県の行う資金の貸付及び債務保証につき助成を行うこと。

五の四 農業者の海外移住に関し、その募集、選考及び教育並びに移住地の調査を行うこと。

五の五 農業用小水力発電施設の助成を行うこと。

五の六 農林省の所掌事務に係る国土の総合開発及び国土調査に関する事務の連絡調整を行うこと。

第十一条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 家畜取引に関すること。

第十一条第七号中「牧野」を「草地」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 畜産に関する試験研究を企画し、並びに関係試験研究機関の行う当該試験研究の連絡調整及び畜産に関する技術の改良発達を図ること。

第十二条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 乾繭及び生糸の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所の

指導監督を行うこと。

第十六条、第十七条、第十九条及び第二十条を削り、第十八条を第二十条とし、第十五条を第十九条とし、第十四条を第十八条とし、第十三条中「第三十四条」を「第十三条及び第三十四条」に、「生糸検査所動物医薬品検査所」に改め、同条を第十七条とし、同条の前に次の五条を加える。

（農林水産技術会議）

第十三条 本省に農林水産技術会議（次条から第十六条の二までにおいて「会議」という。）を置く。

第十四条 会議は、左に掲げる事項を行う機関とする。

一 農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る試験研究の基本的な計画の企画及び立案に関すること。

二 農林省の試験研究機関の行う試験研究に関する事務の総合調整に関すること。

三 農林省の試験研究機関の行う試験研究の状況及び成果の調査に関すること。

四 農林省の試験研究機関の運営の指導に関すること。

五 都道府県その他の者の行う農林畜水産業又は農山漁家の生活に係る試験研究の助成に関すること。

六 農林省の試験研究機関の行う試験研究と農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る知識の普及交換の事務との連絡調整に関すること。

第十五条 会議は、会長及び委員六人をもつて組織する。

2 会長及び委員は、農林畜水産業若しくは農山漁家の生活に係る試験研究に関し学識経験のある者又は農林省の職員のうちから、農林大臣が任命する。

3 会長及び委員の任期は、四年とする。

4 会長及び委員は、再任されることができる。

第十六条 会議の事務を処理させるため、会議に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置く。

第十六条の二 前四条に規定するもの外、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十条第二項を次のように改める。

2 輸出品検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
小樽輸出品検査所	小樽市
東京輸出品検査所	東京都
静岡輸出品検査所	静岡市
神戸輸出品検査所	神戸市
門司輸出品検査所	門司市

第二十六条の次に次の一条を加える。

（動物医薬品検査所）

第二十六条の二 動物医薬品検査所は、畜産業専用物品たる医薬品及び用具の検査を行う機関とする。

2 動物医薬品検査所は、東京都に置く。

3 動物医薬品検査所の内部組織については、農林省令で定める。

第三十三条第一項に次の一号を加える。

七 委託による草地の改良

第三十四条第一項の表の農業資材審議会の部中「農産種苗及び農薬」を「農産種苗、農薬及び畜種」に改め、同表中

「酪農審議会	酪農振興法（昭和二十九年法律第百八十二号）により酪農振興に関する重要事項を調査審議すること。」

「酪農審議会

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法律第六十六号）によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。	酪農振興法（昭和二十九年法律第百八十二号）により酪農振興に関する重要事項を調査審議すること。
農山漁村振興対策中央審議会	農山漁村の総合的な振興計画の樹立及び実施に関する重要事項を調査審議すること。
農林漁業用固定資産評価審議会	農山漁村の統計的経済調査における農林畜水産業用の固定資産の評価に関する重要事項を調査審議すること。
農業観測審議会	統計的調査資料に基く農林畜水産業に関する予側事業に関する重要事項を調査審議すること。」

に改める。

第三十六条に次の一号を加える。

十 国営の開墾建設工事若しくは土地改良事業の施行に伴い必要を生じた工事又は国営の開墾建設工事若しくは土地改良事業の施行と工事施行上密接な関連のある工事の受託及び受託に係る当該工事の実施に関すること。

第五十六条第三項中「農業改良局長」を「振興局長」に改める。

第六十九条の次に次の一条を加える。

（附属機関）

第六十九条の二 営林局の附属機関として、病院及び診療所を置く。

2 病院及び診療所は、営林局及び営林署の職員の診療を行う機関とする。

3 病院及び診療所の名称及び位置は、農林省令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の農林省の項中「農業改良局」を「振興局」に改める。

3 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中積雪寒冷単作地帯振興対策審議会の項を削る。

4 積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法（昭和二十六年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「総理府」を「農林省」に改める。

第十三条第一項及び第七項中「内閣総理大臣」を「農林大臣」に改める。

5 この法律の施行の際現に積雪寒冷単作地帯振興対策審議会の委員又は専門委員である者は、前項の規定による改正後の積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法第十三条第一項又は第七項の規定により任命されたものとする。

（内閣総理・農林大臣署名）

法律第百六十号（昭三一・六・二五）

◎採血及び供血あつせん業取締法

（目的）

第一条 この法律は、人の血液の利用の適正を期するとともに、血液製剤の製造等に伴う採血によつて生ずる保健衛生上の危害を防止し、及び被採血者の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「血液製剤」とは、別表に掲げる医薬品（薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）に規定する医薬品をいう。）をいう。

（採血等の制限）

第三条 次の各号に掲げる物を製造する者がその原料とする目的で採血する場合を除いては、何人も、業として、人体から採血してはならない。ただし、治療行為として、又は輸血、医学的検査若しくは学術研究のための血液を得る目的で採血する場合は、この限りでない。

一 血液製剤

二 医学的検査、学術研究等のために必要がある物として政令で指定する物

2 何人も、業として、人体から採取された血液又はこれから得られた物を原料として、前項各号に掲げる物（以下「血液製剤等」という。）以外の物を製造してはならない。ただし、血液製剤等の製造に伴つて副次的に得られた物又は厚生省令で定めるところによりその本来の用途に適しないか若しくは適しなくなつたとされる血液製剤等を原料とする場合は、この限りでない。

（業として行う採血の許可）

第四条 血液製剤等の原料とする目的で、業として、人体から採血しようとする者は、採血を行う場所ごとに、政令で定める額の手数料を納めて、厚生大臣の許可を受けなければならない。ただし、病院又は診療所の開設者が、当該病院又は診療所における診療のために用いられる血液製剤のみの原料とする目的で採血しようとするときは、この限りでない。

2 厚生大臣は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号の一に該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一 製造しようとする血液製剤等の供給がすでに需要を満たしていると認めるとき。

二 申請者が採取しようとする血液の供給源となる地域において、その者が必要とする量の血液の供給を受けることが著しく困難であると認めるとき。

三 申請者が営利を目的として採血しようとする者であるため被採血者の保護に支障をきたすおそれがあると認めるとき。

四 申請者が第十一条第一項の規定による許可の取消の処分を受け、その処分の日から起算して三年を経過していないとき。

五 申請者が法人である場合において、その業務を行う役員のうちに前号の規定に該当する者があるとき。

（業として採血する者に対する指示）

第五条 厚生大臣は、被採血者の保護及び血液の利用の適正を期するため必要があると認めるときは、前条の許可を受けた者に対して、採取する血液の量、血液の買入価格等に関し必要な指示をすることができる。

（血液提供のあつせんの許可）

第六条 業として、有料で、人の血液の提供のあつせんをしようとする者は、厚生省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号の一に該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一 申請者が第十一条第二項の規定による許可の取消の処分を受け、その処分の日から起算して三年を経過していないとき。

二 申請者がこの法律又はこの法律に基く命令に違反し、その違反の事実があつた日から起算して三年を経過していないとき。

三 申請者が罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していないとき。

四 申請者が精神病者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者であるとき。

五 申請者が営利を目的として血液の提供をあつせんしようとする者であるため血液を提供する者の保護又は保健衛生上の危害の防止に支障をきたすおそれがあると認めるとき。

六 申請者が法人である場合において、その業務を行う役員のうちに第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるとき。

（あつせん手数料）

第七条 前条第一項の許可を受けた者（以下「供血あつせん業者」という。）は、都道府県知事の定めた基準をこえて、あつせん手数料を請求し、又は受け取つてはならない。

2 供血あつせん業者は、何らの名義をもつてするを問わず、前項の規定による禁止を免かれる行為をしてはならない。

（業務上の義務）

第八条 供血あつせん業者は、採血が健康上有害である者の血液の提供のあつせん、保健衛生上危害を生ずるおそれのある血液の提供のあつせんその他血液を提供する者の保護又は保健衛生上の危害の防止に欠けるような行為をしてはならない。

（帳簿）

第九条 供血あつせん業者は、帳簿を備え、これに血液を提供した者の氏名、年齢、住所その他厚生省令で定める事項を記載し、かつ、これを最終の記載の日から五年間保存しなければならない。

（業務廃止の届出）

第十条 供血あつせん業者は、当該業務を廃止し若しくは休止し、又は休止していた業務を再開したときは、十五日以内に、都道府県知事に、その旨を届け出なければならない。

（許可の取消等）

第十一条 厚生大臣は、第四条第一項の規定による許可を受けた者が、この法律、この法律に基く命令又は第五条の規定による指示に違反したときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、供血あつせん業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

一 この法律又はこの法律に基く命令に違反したとき。

二 第六条第二項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至つたとき。

3 前二項の規定により許可を取り消し、又は業務の停止を命じようとするときは、あらかじめ、その処分の相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

（立入検査等）

第十二条　厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、第四条第一項の規定による許可を受けた者又は供血あつせん業者から必要な報告を徴し、又は当該職員をして採血を行う場所若しくは供血あつせん業者の事務所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　当該職員は、前項の規定による立入、検査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（採血者の義務）

第十三条　血液製剤等の原料たる血液又は輸血のための血液を得る目的で、人体から採血しようとする者は、あらかじめ被採血者につき、厚生省令で定める方法による健康診断を行わなければならない。

2　前項の採血者は、厚生省令で定めるところにより貧血者、年少者、妊娠中の者その他採血が健康上有害であるとされる者から採血してはならない。

（業として行う採血と医業）

第十四条　業として人体から採血することは、医療及び歯科医療以外の目的で行われる場合であつても、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十七条に規定する医業に該当するものとする。

（罰則）

第十五条　第六条第一項又は第七条の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十六条　第三条若しくは第四条第一項の規定に違反した者又は第十一条第一項若しくは第二項の規定による業務停止の処分に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十七条　第九条の規定に違反した者、第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者、同条の規定による立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は同条の規定による質問に対して虚偽の答弁をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行の際現に薬事法第二十六条第一項の規定による厚生大臣の登録を受けて血液製剤の製造業を営んでいる者（当該血液製剤が公定書に収められていないものであるときは、同条第三項の規定による許可を受けている場合に限る。）であつて、当該血液製剤の原料とする目的で業として人体から採血しているものは、第四条第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

3　この法律の施行の際現に有料で人の血液の提供のあつせんを業としている者は、この法律の施行の日から起算して三箇月間は、第六条第一項の規定にかかわらず、その業を営むことができる。

（厚生省設置法の一部改正）

4　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第五十一号の二の次に次の一号を加える。

五十一の三　採血及び供血あつせん業取締法（昭和三十一年法律第百六十号）の規定に基き、業として行う採血の許可を行い、並びにその許可を取り消し、及び業務の停止を命ずること。

第十一条に次の一号を加える。

十四　採血及び供血あつせん業取締法を施行すること。

別表

一　保存血液
二　人赤血球沈層
三　人赤血球再浮遊液
四　人血漿
五　人免疫血清グロブリン
六　血液型判定用血清
七　その他政令で定める医薬品

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百六十一号（昭三一・六・二六）

◎宮内庁法の一部を改正する法律

宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　物品を管理すること。

第一条の八第二号を次のように改める。

二　調理及び供進に関すること。

第二条から第十条までを次のように改める。

第二条　宮内庁の長は、宮内庁長官とする。

2　宮内庁長官（以下「長官」という。）の任免は、天皇が認証する。

3　長官は、宮内庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、皇宮警察の事務につき、警察庁長官に対して所要の措置を求めることができる。

第三条　宮内庁に、宮内庁次長一人及び宮内庁長官秘書官一人を置く。

2　宮内庁次長は、長官を助け、庁務を整理し、各部局の事務を監督する。

3　宮内庁長官秘書官は、長官の命を受け、機密の事務をつかさどる。

第四条　侍従職に、侍従長及び侍従次長一人を置く。

2　侍従長の任免は、天皇が認証する。

3　侍従長は、側近に奉仕し、命を受け、侍従職の事務を掌理する。

4　侍従次長は、命を受け、侍従長を助け、侍従職の事務を整理する。

第五条　東宮職に、東宮大夫を置く。

2　東宮大夫は、命を受け、東宮職の事務を掌理する。

第六条　式部職に、式部官長を置く。

2　式部官長は、命を受け、式部職の事務を掌理する。

第七条　宮内庁に、附属機関として正倉院事務所を置く。

2　正倉院事務所は、正倉院宝庫及び正倉院宝物を管理する機関とする。

3　正倉院事務所は、奈良市に置く。

第八条　宮内庁に、附属機関として下総御料牧場を置く。

2　下総御料牧場は、宮内庁の管理する牧畜及びその

附帯事業を行う機関とする。

3　下総御料牧場は、成田市に置く。

第九条　宮内庁に、地方支分部局として京都事務所を置く。

2　京都事務所は、長官の定めるところにより、宮内庁の所掌事務の一部を分掌する。

3　京都事務所は、京都市に置く。

第十条　正倉院事務所、下総御料牧場及び京都事務所の組織の細目は、長官が定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行の際、現に東宮大夫又は式部官長の職にある者は、それぞれ宮内庁法による東宮大夫又は式部官長に任命されたものとする。

3　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十号中「及び侍従」を「、東宮大夫、式部官長及び侍従次長」に改める。

4　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二十九号中「侍従」を「侍従次長、侍従」に改める。

第十条の見出しを「（侍従次長等の給与）」に改める。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第百六十二号（昭三一・六・三〇）

◎地方教育行政の組織及び運営に関する法律

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　教育委員会の設置、委員及び会議（第一条―第十五条）
　第一節　教育委員会の設置、委員及び会議（第一条―第十五条）
　第二節　教育長及び事務局（第十六条―第二十二条）
第三章　教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限（第二十三条―第二十九条）
第四章　教育機関
　第一節　通則（第三十条―第三十六条）
　第二節　市町村立学校の教職員（第三十七条―第四十七条）
第五章　文部大臣及び教育委員会相互間の関係等（第四十八条―第五十五条）
第六章　雑則（第五十六条―第六十一条）
附則

第一章　総則

（この法律の趣旨）

第一条　この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

第二章　教育委員会の設置及び組織

第一節　教育委員会の設置、委員及び会議

（設置）

第二条　都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）町村及び第二十三条に規定する事務の全部又は一部を共同処理する市町村の組合に教育委員会を置く。

（組織）

第三条　教育委員会は、五人の委員をもつて組織する。ただし、町村の教育委員会にあつては、条例で定めるところにより、三人の委員をもつて組織することができる。

（任命）

第四条　委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2　次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一　準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二　禁錮以上の刑に処せられた者

3　委員の任命については、そのうち三人以上（前条ただし書の規定により委員の数を三人とする町村にあつては、二人以上）が同一の政党に所属することとなつてはならない。

（任期）

第五条　委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（兼職禁止）

第六条　委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができない。

（罷免）

第七条　地方公共団体の長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、当該地方公共団体の議会の同意を得て、これを罷免することができる。

2　地方公共団体の長は、委員のうち何人も所属していなかつた同一の政党に新たに三人以上（第三条ただし書の規定により委員の数を三人とする町村にあつては、二人以上）の委員が所属するに至つた場合においては、これらの者のうち二人（第三条ただし書の規定により委員の数を三人とする町村にあつては、一人）をこえる員数の委員を当該地方公共団体の議会の同意を得て罷免する。

3　地方公共団体（第三条ただし書の規定により委員の数を三人とする町村を除く。）の長は、委員のうち一人がすでに所属している政党に新たに二人以上の委員が所属するに至つた場合においては、これらの者のうち一人をこえる員数の委員を当該地方公共団体の議会の同意を得て罷免する。

4　地方公共団体の長は、委員のうち二人（第三条ただし書の規定により委員の数を三人とする町村にあつては、一人）がすでに所属している政党に新たに所属するに至つた委員を直ちに罷免する。

5　委員は、前四項の場合を除き、その意に反して罷免されることがない。

（解職請求）

第八条　地方公共団体の長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該地方公共団体の長に対し、委員の解職を請求することができる。

2　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十六条第二項から第四項まで、第八十七条及び第八十八条第二項の規定は、前項の規定による委員の解職の請求について準用する。この場合において、同法第八十六条第三項中「自治庁長官」とあるのは「自治庁長官及び文部大臣」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事及び都道府県教育委員会」と、同法第八十七条第一項中「前条第一項に掲げる職に在る者」とあるのは「教育委員会の委員」と、同法第八十八条第二項中「第八十六条第一項の規定による選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求」とあるのは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項の規定による教育委員会の委員の解職の請求」と読み替えるものとする。

（失職）

第九条　委員は、前条第二項において準用する地方自治法第八十七条の規定によりその職を失う場合のほか、次の各号の一に該当する場合においては、その職を失う。

一　第四条第二項各号の一に該当するに至つた場合

二　前号に掲げる場合のほか、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者でなくなつた場合

2　地方自治法第百四十三条第一項後段及び第二項の規定は、前項第二号に掲げる場合における地方公共団体の長の被選挙権の有無の決定及びその決定に関する争訟について準用する。

（辞職）

第十条　委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる。

（服務）

第十一条　委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2　委員又は委員であつた者が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、教育委員会の許可を受けなければならない。

3　前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除き、これを拒むことができない。

4　委員は、非常勤とする。

5　委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（委員長）

第十二条　教育委員会は、委員のうちから、委員長を選挙しなければならない。

2　委員長の任期は、一年とする。ただし、再選されることができる。

3　委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。

4　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。

（会議）

第十三条　教育委員会の会議は、委員長が招集する。

2　教育委員会は、委員長及び在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第五項の規定による除斥のため半数に達しないとき、又は同一の事件につき再度招集しても、なお半数に達しないときは、この限りでない。

3　教育委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4　前二項の規定による会議又は議事の定足数については、委員長は、委員として計算するものとする。

5　教育委員会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

（教育委員会規則の制定等）

第十四条　教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

2　教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（教育委員会の議事運営）

第十五条　この法律に定めるもののほか、教育委員会の会議その他教育委員会の議事の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第二節　教育長及び事務局

（教育長）

第十六条　教育委員会に、教育長を置く。

2　都道府県に置かれる教育委員会（以下「都道府県委員会」という。）は、文部大臣の承認を得て、教育長を任命する。

3　市町村又は第二条の市町村の組合における教育委員会（以下「市町村委員会」という。）は、第六条の規定にかかわらず、当該市町村委員会の委員のうちから、都道府県委員会の承認を得て、教育長を任命する。

4　前項の委員のうちから任命された教育長は、当該委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十七条から第二十九条までの規定の適用を妨げない。

5　前項の教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。

（教育長の職務）

第十七条　教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。

2　教育長は、教育委員会のすべての会議に出席し、議事について助言する。

3　教育長は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件についての議事が行われる場合においては、前項の規定にかかわらず、教育委員会の会議に出席することができない。ただし、市町村委員会の教育長については、当該市町村委員会の委員として第十三条第五項ただし書の規定の適用があるものとする。

（事務局）

第十八条　教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。

2　教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。

（指導主事その他の職員）

第十九条　都道府県委員会の事務局に、指導主事、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

2　市町村委員会の事務局に、前項の規定に準じて所要の職員を置く。

3　指導主事は、上司の命を受け、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

4　指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。指導主事は、大学以外の公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第二項に規定する教員をいう。以下同じ。）をもつて充てることができる。

5　事務職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

6　技術職員は、上司の命を受け、技術に従事する。

7　第一項及び第二項の職員は、教育長の推薦により、教育委員会が任命する。

8　前各項に定めるもののほか、教育委員会の事務局に置かれる職員に関し必要な事項は、政令で定める。

（教育長の事務局の統括等）

第二十条　教育長は、第十七条に規定するもののほか、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する。

2　教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する事務局の職員がその職務を行う。

（事務局職員の定数）

第二十一条　第十九条第一項及び第二項に規定する事務局の職員の定数は、当該地方公共団体の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

（教育長及び事務局職員の身分取扱）

第二十二条　教育長及び第十九条第一項及び第二項に規定する事務局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事項は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定があるものを除き、地方公務員法の定めるところによる。

第三章　教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限

（教育委員会の職務権限）

第二十三条　教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務及び法律又はこれに基く政令によりその権限に属する事務で、次の各号に掲げるものを管理し、及び執行する。

一　教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

二　学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。

三　教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

四　学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

五　学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

六　教科書その他の教材の取扱に関すること。

七　校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。

八　校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。

九　校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。

十　学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。

十一　学校給食に関すること。

十二　青少年教育、婦人教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

十三　体育に関すること。

十四　文化財の保護に関すること。

十五　ユネスコ活動に関すること。

十六　教育に関する法人に関すること。

十七　教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること。

十八　所掌事務に係る広報に関すること。

十九　前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

（長の職務権限）

第二十四条　地方公共団体の長は、次の各号に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

一　大学に関すること。

二　私立学校に関すること。

三　教育財産を取得し、及び処分すること。

四　教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。

五　教育委員会の所掌に係る事項に関する収入及び支出を命令すること。

（事務処理の法令準拠）

第二十五条　教育委員会及び地方公共団体の長は、それぞれ前二条の事務を管理し、及び執行するに当つては、法令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に基かなければならない。

（事務の委任等）

第二十六条　教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2　教育長は、前項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員に委任し、又はこれらの職員をして臨時に代理させることができる。

3　都道府県委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を市町村委員会に委任し、又は市町村委員会をして臨時に代理させることができる。

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条　地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意

務の一部を市町村委員会の教育長に委任することができる。

（委任事務の指揮監督）

第二十七条　都道府県委員会又は都道府県委員会の教育長は、それぞれ、前条第三項若しくは第四項又は第五十八条第一項の規定により市町村委員会又は市町村委員会の教育長に委任した事務の管理及び執行に関し、当該市町村委員会又は当該市町村委員会の教育長を指揮監督することができる。

（教育財産の管理等）

第二十八条　教育財産は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとする。

2　地方公共団体の長は、教育委員会の申出をまつて、教育財産の取得を行うものとする。

3　地方公共団体の長は、教育財産を取得したときは、すみやかに教育委員会に引き継がなければならない。

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条　地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意

4　都道府県委員会の教育長は、その権限に属する

見をきかなければならない。

第四章　教育機関

第一節　通則

（教育機関の設置）

第三十条　地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

（教育機関の職員）

第三十一条　前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

2　前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

3　前二項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常の職員については、この限りでない。

（教育機関の所管）

第三十二条　学校その他の教育機関のうち、大学は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。

（学校等の管理）

第三十三条　教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2　前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとする。

（教育機関の職員の任命）

第三十四条　教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の職員は、この法律に特別の定がある場合を

除き、教育長の推薦により、教育委員会が任命する。

（職員の身分取扱）

第三十五条　第三十一条第一項又は第二項に規定する職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事項は、この法律及び他の法律に特別の定がある場合を除き、地方公務員法の定めるところによる。

（所属職員の進退に関する意見の申出）

第三十六条　学校その他の教育機関の長は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定がある場合を除き、その所属の職員の任免その他の進退に関する意見を任命権者に対して申し出ることができる。この場合において、大学附置の学校の校長にあつては、学長を経由するものとする。

第二節　市町村立学校の教職員

（任命権者）

第三十七条　市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の任命権は、都道府県委員会に属する。

2　前項の規定による都道府県委員会の権限の一部の委任については、地方公務員法第六条第二項の規定にかかわらず、この法律第二十六条の規定によるものとする。

（市町村委員会の内申）

第三十八条　都道府県委員会は、市町村委員会の内申をまつて、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする。

2　市町村委員会は、教育長の助言により、前項の内申を行うものとする。

（校長の所属教職員の進退に関する意見の申出）

第三十九条　市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する学校の校長は、所属の県費負担教職員の任免その他の進退に関する意見を市町村委員会に申し出ることができる。

（県費負担教職員の任用等）

第四十条　第三十七条の場合において、都道府県委員会は、地方公務員法第二十七条第二項及び第二十八条第一項の規定にかかわらず、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用することができるものとする。この場合において、当該県費負担教職員が当該免職された市町村において地方公務員法第二十二条第一項の規定により正式任用になつていた者であるときは、当該県費負担教職員の当該他の市町村における採用については、同条同項の規定は、適用しない。

（県費負担教職員の定数）

第四十一条　県費負担教職員の定数は、都道府県の条例で定める。ただし、臨時又は非常の職員については、この限りでない。

2　県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数は、前項の規定により定められた定数の範囲内で、都道府県委員会が市町村委員会の意見をきいて定める。

（県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件）

第四十二条　県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第二十四条第六項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

（服務の監督）

第四十三条　市町村委員会は、県費負担教職員の服務を監督する。

2　県費負担教職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、当該市町村の条例及び規則並びに当該市町村委員会の定める教育委員会規則及び規程（前条又は次項の規定によつて都道府県が制定する条例を含む。）に従い、かつ、市町村委員会その他職務上の上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

3　県費負担教職員の任免、分限又は懲戒に関して、地方公務員法の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

4　都道府県委員会は、県費負担教職員の任免その他の進退を適切に行うため、市町村委員会の行う県費負担教職員の服務の監督又は前条若しくは前項の規定により都道府県が制定する条例の実施について、市町村委員会に対し、一般的指示を行うことができる。

（職階制）

第四十四条　県費負担教職員の職階制は、地方公務員法第二十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県内の県費負担教職員を通じて都道府県が採用するものとし、職階制に関する計画は、都道府県の条例で定める。

（研修）

第四十五条　県費負担教職員の研修は、地方公務員法第三十九条第二項の規定にかかわらず、市町村委員会も行うことができる。

2　市町村委員会は、都道府県委員会が行う県費負担教職員の研修に協力しなければならない。

（勤務成績の評定）

第四十六条　県費負担教職員の勤務成績の評定は、地方公務員法第四十条第一項の規定にかかわらず、都道府県委員会の計画の下に、市町村委員会が行うものとする。

（地方公務員法の適用の特例）

第四十七条　この法律に特別の定があるもののほか、県費負担教職員に対して地方公務員法を適用する場合においては、同法中次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
分第十六条各号列記以外の部	職員	共及会職員団の又は（第三号の体の場合にあつては、分委任を受けた当時者の属し任命権者の職員の限処の職を受けた地方公務員）
第十六条第三号	お当該地方公共団体において	の都道府県教育委員会（都道府県委員会から権限の委任を受けた者を含む。）により教育委員会から
第二十九条第一項第一号	特五この法律例十七条若しくは定めに規定した法律	（昭和三十一年法律第百六十二号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条に規定する条例を定めた法律
第三十四条第二項	任命権者	市町村教育委員会
第三十七条	地方公共団体	都道府県及び市町村
第三十八条	任命権者	市町村教育委員会

2　前項に定めるもののほか、県費負担教職員に対して地方公務員法の規定を適用する場合における技術的読替は、政令で定める。

第五章　文部大臣及び教育委員会相互間の関係等

（文部大臣又は都道府県委員会の指導、助言及び援助）

第四十八条　地方自治法第二百四十五条の三第一項又は第四項の規定によるほか、文部大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うものとする。

2　前項の指導、助言又は援助を例示すると、おおむね次のとおりである。

一　学校その他の教育機関の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。

二　学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱その他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。

三　学校における保健及び安全並びに学校給食に関し、指導及び助言を与えること。

四　校長、教員その他の教育関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。

五　生徒及び児童の就学に関する事務に関し、指導及び助言を与えること。

六　青少年教育、婦人教育及び公民館の事業その他社会教育の振興並びに芸術の普及及び向上に関し、指導及び助言を与えること。

七　体育の普及及び振興に関し、指導及び助言を与えること。

八　指導主事、社会教育主事その他の職員を派遣すること。

九　教育及び教育行政に関する資料、手引書等を作成し、利用に供すること。

十　教育に係る調査及び統計並びに広報に関し、指導及び助言を与えること。

十一　教育委員会の組織及び運営に関し、指導及び助言を与えること。

（基準の設定）

第四十九条　都道府県委員会は、法令に違反しない限り、市町村委員会の所管に属する学校その他の教育機関の組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、教育委員会規則で、教育の水準の維持向上のために必要な基準を設けることができる。

（高等学校の通学区域の指定）

第五十条　都道府県委員会は、高等学校の教育の普及及びその機会均等を図るため、教育委員会規則で、当該都道府県内の区域に応じて就学希望者が就学すべき都道府県委員会又は市町村委員会の所管に属する高等学校を指定した通学区域を定める。ただし、一の通学区域内にある都道府県委員会又は市町村委員会の所管に属する高等学校に就学希望者が集中する等特別の事情がある場合においては、通学区域について必要な調整を行うことができる。

2　前項の場合において、市町村委員会の所管に属する高等学校に係る部分については、都道府県委員会は、あらかじめ当該市町村委員会の意見をきかなければならない。

（文部大臣及び教育委員会相互間の関係）

第五十一条　文部大臣は都道府県委員会又は市町村委員会相互の間の、都道府県委員会は市町村委員会相互の間の連絡調整を図り、並びに教育委員会は、相互の間の連絡を密にし、及び文部大臣又は他の教育委員会と協力し、教職員の適正な配置と円滑な交流及び教職員の勤務能率の増進を図り、もつてそれぞれその所掌する教育に関する事務の適正な執行と管理に努めなければならない。

（文部大臣又は都道府県委員会の措置要求）

第五十二条　文部大臣は、地方自治法第二百四十六条の二の規定にかかわらず、地方公共団体の長又は教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、教育の本来の目的達成を阻害しているものがあると認めるときは、当該地方公共団体の長又は教育委員会に対し、その事務の管理及び執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2　文部大臣の前項の規定による措置は、市町村長又は市町村委員会の教育に関する事務の管理及び執行に係るものについては、都道府県委員会をして行わせる。ただし、文部大臣は、必要があると認める場合においては、自ら当該措置を行うことができる。

3　市町村長又は市町村委員会は、前項本文の規定による都道府県委員会の措置に異議があるときは、その措置があつた日から二十一日以内に、文部大臣に対し、その意見を求めることができる。この場合においては、文部大臣は、その意見を求められた日から九十日以内に、理由をつけて、その意見を市町村長又は市町村委員会及び関係都道府県の教育委員会に通知しなければならない。

4　文部大臣は、自ら地方公共団体の長に対して第一

項の規定による措置を行おうとする場合においては、あらかじめ内閣総理大臣に協議しなければならない。

（調査）

第五十三条　文部大臣は、第四十八条第一項、第五十一条及び前条の規定による権限を行うため必要があるときは、地方公共団体の長又は教育委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務について、必要な調査を行うことができる。

2　文部大臣は、前項の調査に関し、都道府県委員会をして、市町村長又は市町村委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務について、その特に指定する事項の調査を行わせることができる。

（資料及び報告）

第五十四条　教育行政機関は、的確な調査、統計その他の資料に基いて、その所掌する事務の適切かつ合理的な処理に努めなければならない。

2　文部大臣は地方公共団体の長又は教育委員会に対し、都道府県委員会は市町村長又は市町村委員会に対し、それぞれ都道府県又は市町村の区域内の教育に関する事務に関し、必要な調査、統計その他の資料又は報告の提出を求めることができる。

（教育委員会が管理し、及び執行する国の事務の指揮監督）

第五十五条　地方自治法第百五十条の規定は、教育委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務のうち、国の機関として管理し、及び執行するものについて準用する。この場合において、同条中「普通地方公共団体の長」とあるのは「教育委員会」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と読み替えるものとする。

第六章　雑則

（学校給食用物資の取得のあつせん）

第五十六条　都道府県委員会は、都道府県内の学校の学校給食の普及を図るため、当該学校の学校給食用物資の取得に関し、必要なあつせんを行うことができる。

（保健所との関係）

第五十七条　教育委員会は、学校身体検査その他学校における保健に関し、政令で定めるところにより、保健所を設置する地方公共団体の長に対し、保健所の協力を求めるものとする。

2　保健所は、学校の環境衛生の維持、保健衛生に関する資料の提供その他学校における保健に関し、政令で定めるところにより、教育委員会に助言と援助を与えるものとする。

（指定都市に関する特例）

第五十八条　地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を包括する都道府県の教育委員会は、第三十七条の規定にかかわらず、指定都市の設置する学校（大学を除く。）の県費負担教職員の任免、給与の決定、休職及び懲戒に関する事務を当該指定都市の教育委員会に委任する。

2　指定都市の県費負担教職員の研修は、第四十五条及び教育公務員特例法第十九条第二項の規定にかかわらず、当該指定都市の教育委員会が行う。

3　指定都市の教育委員会に置かれる教育長については、第十六条第三項の規定にかかわらず、当該指定都市を都道府県とみなして、同条第二項の規定を適用する。

（都に関する特例）

第五十九条　第三十三条の規定により教育委員会規則で定めるものとされている事項のうち、都の特別区の教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の教育課程及び教材の取扱に係るものについては、都

の教育委員会規則で定めるものとする。

（組合に関する特例）

第六十条　市町村が第二十三条に規定する事務の全部を共同処理する組合を設ける場合においては、当該組合を組織する市町村には教育委員会を置かず、当該組合に教育委員会を置くものとする。

2　市町村が第二十三条に規定する事務の全部又は一部を共同処理する組合を設けようとする場合において、当該市町村に教育委員会が置かれているときは、当該市町村の議会は、地方自治法第二百九十条の議決をする前に、当該教育委員会の意見をきかなければならない。

3　都道府県知事は、第二十三条に規定する事務の全部又は一部を共同処理する市町村の組合の設置について、地方自治法第二百八十四条第一項の許可の処分をする前に、当該都道府県委員会の意見をきかなければならない。

4　第二十三条に規定する事務の一部を共同処理する市町村の組合に置かれる教育委員会の委員は、第六条の規定にかかわらず、その組合を組織する市町村の教育委員会の委員と兼ねることができる。

5　前四項に定めるもののほか、第二十三条に規定する事務の全部又は一部を共同処理する市町村の組合の設置、解散その他の事項については、地方自治法第三編第三章の規定によるほか、政令で特別の定をすることができる。

（政令への委任）

第六十一条　この法律に定めるもののほか、市町村の廃置分合があつた場合におけるこの法律の規定の適用の特例その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。ただし、第二章、第五十八条第三項、第六十条第一項及び第四項並びに附則第二条から第十三条まで及び第二十五条の規定（以下「教育委員会設置関係規定」という。）は、公布の日から施行する。

（旧法の廃止）

第二条　教育委員会法（昭和二十三年法律第百七十号。以下「旧法」という。）は、昭和三十一年九月三十日限り、廃止する。ただし、同法中教育委員会の設置関係規定に抵触することとなる部分は、同日前においても、その効力を失うものとする。

（委員の経過措置）

第三条　この法律（以下「新法」という。）中教育委員会の設置関係規定の施行の際、現に在任する旧法の規定による教育委員会（以下「旧委員会」という。）の委員（新法第四条第二項に該当する者を除く。以下「旧委員」という。）は、昭和三十一年九月三十日までの間（旧法の規定による選挙による委員（以下「旧公選委員」という。）としての任期又は旧法の規定により議会の議員のうちから選挙された者（以下「旧議員委員」という。）の議員としての任期が同日まで満了する場合にあつては、それぞれその任期が満了する日までの間）、引き続き新法の規定による教育委員会（以下「新委員会」という。）の委員（以下「新委員」という。）として在任するものとする。この場合において、新委員として在任する者の数が新法第三条に規定する定数をこえるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて、当該新委員会の委員の定数とし、これらの委員が欠けた場合においては、これに応じて、その定数は、同条に規定する定数に至るまで減少するものとする。

2　前項の場合においては、新委員会は、新委員として在任する者のうちから委員長を選挙するものとする。

第四条　教育委員会の設置関係規定の施行の際、現に在任する旧委員が旧議員委員のみである場合においては、当該旧議員委員は、旧法第八条第二項の規定にかかわらず、教育委員会の設置関係規定の施行の日に旧議員委員たる職を失うものとする。ただし、附則第七条の規定により選挙を行う場合は、この限りでない。

2　教育委員会の設置関係規定の施行の日から昭和三十一年九月三十日までの間において、旧公選委員の任期が満了し、又は旧公選委員がすべて欠けたため、旧議員委員のみが在任することとなつた場合においては、旧議員委員は、当該旧公選委員の任期が満了した日又は旧公選委員のすべてが欠けるに至つた日に新委員たる職を失うものとする。

第五条　教育委員会の設置関係規定の施行の際、現に在任する旧委員会の旧公選委員の数が一以上であつて、旧議員委員と合せても新法第三条に規定する定数に満たないときは、附則第七条の規定により選挙を行う場合を除き、地方公共団体の長が新法第四条の規定によりその満たない数の委員を任命するものとする。教育委員会の設置関係規定の施行の日から昭和三十一年九月三十日までの間において、附則第三条の規定により新委員として在任することとなる者が欠け、新法第三条に規定する定数に満たないこととなつたときも、また、同様とする。

2　前項の規定により任命された委員は、昭和三十一年九月三十日までの間（旧公選委員の任期が同日までに満了し、又は旧公選委員のすべてが同日までに欠けるに至つた場合においては、その任期満了の日又は旧公選委員のすべてが欠けるに至つた日までの間）、在任するものとする。

第六条　附則第三条の規定により新委員として在任することとなる者のうち旧議員委員である者については、新法第六条の規定にかかわらず、当該旧議員委員が新委員として在任する間は、なお、従前の例による。

（選挙期日が告示されている場合の経過措置）

第七条　旧法の規定による教育委員会の設置関係規定の施行の際、教育委員会の委員の選挙がその選挙の期日が告示されているものについては、なお、従前の例による。

2　前項の規定による選挙において選挙された委員については、その者を教育委員会の設置関係規定の施行の際現に在任する旧公選委員とみなして、附則第三条の規定を適用する。

（最初に任命される委員の任期）

第八条　教育委員会の設置関係規定の施行後最初に任命される新委員（附則第五条の規定によつて任命される委員を除く。）の任期は、新法第五条の規定にかかわらず、その定数が五人の場合にあつては、二人は四年、一人は三年、一人は二年、一人は一年とし、その定数が三人の場合にあつては、一人は四年、一人は三年、一人は二年とする。この場合において、各新委員の任期は、地方公共団体の長が定める。

（最初の教育委員会の招集）

第九条　前条の規定により新委員が任命された後最初に招集すべき教育委員会の会議は、新法第十三条第一項の規定にかかわらず、地方公共団体の長が招集する。

（教育長の経過措置）

第十条　教育委員会の設置関係規定の施行の際、現に在任する教育長は、新法第十六条第二項及び第三項の規定にかかわらず、昭和三十一年九月三十日までの間（旧法第四十一条第三項の規定による教育長の任期が同日までに満了し、又は旧公選委員のすべて

三条の規定を適用する。

（最初に任命される委員の任期）

第八条　教育委員会の設置関係規定の施行後最初に任命される新委員（附則第五条の規定によつて任命される委員を除く。）の任期は、新法第五条の規定にかかわらず、その定数が五人の場合にあつては、二人は四年、一人は三年、一人は二年、一人は一年とし、その定数が三人の場合にあつては、一人は四年、一人は三年、一人は二年とする。この場合において、各新委員の任期は、地方公共団体の長が定める。

（最初の教育委員会の招集）

第九条　前条の規定により新委員が任命された後最初に招集すべき教育委員会の会議は、新法第十三条第一項の規定にかかわらず、地方公共団体の長が招集する。

（教育長の経過措置）

第十条　教育委員会の設置関係規定の施行の際、現に在任する教育長は、新法第十六条第二項及び第三項の規定にかかわらず、昭和三十一年九月三十日までの間（旧法第四十一条第三項の規定による教育長の任期が同日までに満了し、又は旧公選委員のすべてが欠けるに至つた日までの間）、引き続き新法の規定による教育長として在任するものとする。

第十一条　教育委員会の設置関係規定の施行の際、現に在任する教育長がない場合又は前条の規定により市町村委員会の教育長として在任することとなつた者が附則第八条の規定により新委員が任命される日までにその任期が満了し、若しくは欠けるに至つた場合においては、新法第十六条第三項の規定にかかわらず、市町村委員会は、都道府県委員会の承認を得て、委員以外の者のうちから教育長を任命することができる。

2　前項の規定により任命された教育長は、昭和三十一年九月三十日までの間（旧公選委員の任期が同日までに満了し、又は旧公選委員のすべてが同日までに欠けるに至つた場合においては、その任期満了の日又は旧公選委員のすべてが欠けるに至つた日までの間）、在任するものとする。

（事務局職員の経過措置）

第十二条　教育委員会の設置関係規定の施行の際、現に旧委員会の事務局の職員として在職する者は、別

が同日までに欠けるに至つた場合においては、その任期満了の日又は旧公選委員のすべてが欠けるに至つた日までの間）、引き続き新法の規定による教育長として在任するものとする。

第十一条　教育委員会の設置関係規定の施行の際、現に在任する教育長がない場合又は前条の規定により市町村委員会の教育長として在任することとなつた者が附則第八条の規定により新委員が任命される日までにその任期が満了し、若しくは欠けるに至つた場合においては、新法第十六条第三項の規定にかかわらず、市町村委員会は、都道府県委員会の承認を得て、委員以外の者のうちから教育長を任命することができる。

2　前項の規定により任命された教育長は、昭和三十一年九月三十日までの間（旧公選委員の任期が同日までに満了し、又は旧公選委員のすべてが同日までに欠けるに至つた場合においては、その任期満了の日又は旧公選委員のすべてが欠けるに至つた日までの間）、在任するものとする。

（事務局職員の経過措置）

第十二条　教育委員会の設置関係規定の施行の際、現に旧委員会の事務局の職員として在職する者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ現にある職務の級及び現に受ける給料をもつて、新委員会の事務局の相当の職員となるものとする。

（読替規定）

第十三条　新法第五十八条第三項中「指定都市」とあるのは、指定都市に関して定める地方自治法の一部を改正する法律が制定施行されるまでの間は、「地方自治法第百五十五条第二項の市」と読み替えるものとする。

（学校その他の教育機関の経過措置）

第十四条　新法（附則第一条ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の際、現に設置されている新法第三十条に規定する学校その他の教育機関に相当するもののうち、その設置について条例に基かなければならないこととなるもので、条例が制定されていないものについては、新法の施行の日から起算して六月以内に、同条の規定に基く措置を講ずるものとし、それまでの間は、同条の規定による学校その他の教育機関として存続させることができる。

（学校その他の教育機関の職員の経過措置）

第十五条　新法の施行の際、現に設置されている新法第三十条に規定する学校その他の教育機関に相当するものの職員として在職する者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ現にある職務の級及び現に受ける給料をもつて、同条の規定による学校その他の教育機関の相当の職員となるものとする。

（恩給に関する経過措置）

第十六条　旧法第八十四条の規定により恩給法の準用を受けるものとされていた者の恩給法の準用については、なお、従前の例による。その者が新法の施行後引き続いて公立学校の事務職員又は技術職員となつた場合における恩給法の準用についても、また、同様とする。

（休職又は懲戒に関する経過措置）

第十七条　新法の施行の際、現に県費負担教職員である者で休職を命ぜられ、若しくは懲戒処分を受けたものの休職若しくは懲戒又は県費負担教職員に係る新法の施行前の事案に係る懲戒処分に関しては、なお、従前の例による。この場合において、新法の施行後懲戒処分を行うこととなるときは、当該懲戒処分に係る者の任命権者又はその委任を受けた者が新法の定めるところにより懲戒処分を行うものとする。

（不利益処分に関する経過措置）

第十八条　新法の施行前に県費負担教職員に対し行われた不利益処分に関する説明書の交付、審査の請求、審査及び審査の結果執るべき措置に関しては、なお、従前の例による。

（臨時待命）

第十九条　県費負担教職員について地方公務員法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百九十二号）附則第三項の規定により条例で定めることができるものとされている臨時待命に関する事項は、都道府県の条例で定める。

（条例又は教育委員会規則の経過措置）

第二十条　新法の施行の際、現に効力を有する条例で旧法の規定に基いて制定されているもの及び現に効力を有する教育委員会規則で旧法その他の法令の規定に基いて制定されているものは、新法の規定に抵触しない限り、それぞれ新法その他の法令の各相当規定に基いて制定された条例及び教育委員会規則とみなす。

（旧委員会の処分等の経過措置）

第二十一条　この附則に特別の定があるものを除き、新法の施行の際、旧委員会が旧法その他の法令の規定に基いて行つた処分で現に効力を有するものは、それぞれ新委員会が新法その他の法令の各相当規定に基いて行つた処分とみなす。この場合において、当該処分に期間がつけられているときは、当該期間は、当該処分が行われた日から起算するものとする。

第二十二条　この附則に特別の定があるものを除き、新法の施行の際、旧法その他の法令の規定に基いて旧委員会に対してされている認可その他の処分の申請、届出その他の行為は、新法その他の法令の各相当規定に基いて新委員会に対してされた行為とみなす。

（教育委員会の事務の引継）

第二十三条　旧法の規定により教育委員会が管理し、及び執行していた事務で、新法の規定により地方公共団体の長が管理し、及び執行することとなるものについては、新法の施行後三十日以内に、教育委員会から当該地方公共団体の長に引き継がなければならない。

第二十四条　旧法の規定により市町村委員会が管理し、及び執行していた事務で、新法の規定により都道府県委員会が管理し、及び執行することとなるものについては、新法の施行後三十日以内に、市町村委員会から都道府県委員会に引き継がなければならない。

（政令への委任）

第二十五条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（内閣総理・文部大臣署名）

法律第百六十三号（昭三一・六・三〇）

◎地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律

（地方自治法の一部改正）

第一条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条を削り、「第二十一条乃至第七十三条削除」を「第二十条乃至第七十三条　削除」に改める。

第百二十一条中「教育委員会の委員」を「教育委員会の委員長」に改める。

第百八十条の八第一項中「教科内容」を「学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱」に改める。

第二百八十一条第二項第一号ただし書中「教科内容及びその取扱」を「教育課程、教材の取扱」に改める。

附則第六条中「第百四十一条第二項」の下に「及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十六条第三項」を加え、「当分の間、」を「昭和三十二年三月三十一日までの間に限り、」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、市町村の教育委員会は、都道府県の教育委員会の承認を得て、助役を教育長に任命するものとする。

（恩給法の一部改正）

第二条　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第二項第六号を次のように改める。

六　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）による教育委員会の教育長又は同法第十九条に規定する職員

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正）

第三条　市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条第一項中「第一条及び第二条」を「前二条」に、「教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条の四第一項」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十二条」に改め、同条第二項を削り、同条を第三条とする。

（教育公務員特例法の一部改正）

第四条　教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

（採用及び昇任の方法）

第十三条　校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学附置の学校にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の国立学校にあつては文部大臣、大学附置の学校以外の公立学校にあつてはその校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長が行う。

2　文部大臣は、前項の選考の権限を校長に委任することができる。

第十三条の二中「公立学校（大学を除く。以下この条において同じ。）」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二

を欠く場合において、その是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めること。

十九の三　都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の教育委員会の教育長の任命について承認を与えること。

第八条第一号の次に次の一号を加える。

一の二　都道府県及び指定都市の教育委員会の教育長の任命について承認を与えること。

（社会教育法の一部改正）

第六条　社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項、第十九条第三項、第二十四条第二項、第三十条第五項及び第三十四条第二項を削る。

第三十九条中「公民館」を「法人の設置する公民館」に改める。

（公職選挙法の一部改正）

第七条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四条（議員及び委員の定数）」を「第四条（議員の定数）」に、「第三十三条（一般選挙、長の任期満了に因る選挙、定例選挙及び設置選挙）」を「第三十三条（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）」に、「第百十条（参議院全国選出議員、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員の再選挙）」を「第百十条（参議院全国選出議員及び地方公共団体の議会の議員の再選挙）」に、「第百十一条（議員、長又は委員の欠けた場合等の通知）」を「第百十一条（議員又は長の欠けた場合等の通知）」に、「第百十二条（議員、長又は委員の欠けた場合等の繰上補充）」を「第百十二条（議員又は長のの欠けた場合等の繰上補充）」に、「第百十六条（議員、委員又は当選人がすべてない場合の一般選挙又は定例選挙）」を「第百十六条（議員又は当選人がすべてない場合の一般選挙）」に、「第三百二条（地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙の効力に関する異議の申立及び訴訟）」を「第三百二条（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙管理費用の地方公共団体負担）」を「第三百六十四条（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙管理費用の地方公共団体負担）」に改める。

第一条中「、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員」を「並びに地方公共団体の議会の議員及び長」に改める。

第二条中「、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙の効力に関する異議の申立及び訴訟）」を「第三百三条（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の効力に関する訴訟）」に、「第二百六条（地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の当選の効力に関する異議の申立及び訴願）」を「第二百六条（地方公共団体の議会の議員及び長の当選の効力に関する異議の申立及び訴願）」に、「第二百七条（地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の当選の効力に関する訴訟）」を「第二百七条（地方公共団体の議会の議員及び長の当選の効力に関する訴訟）」に、「第二百十八条（地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員の任期の起算）」を「第二百十八条（地方公共団体の議会の議員の任期の起算）」に、「第二百六十条（補欠議員及び補欠委員の任期）」を「第二百六十条（補欠議員の任期）」に、「第二百六十四条（地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙管理費用の地方公共団体負担）」を「第二百六十四条（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙管理費用の地方公共団体負担）」に改める。

第一条中「、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員」を「並びに地方公共団体の議会の議員及び長」に改める。

第三条中「、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員」を「並びに地方公共団体の議会の議員及び長」に改める。

第四条の見出し中「及び委員」を削り、同条第四項を削る。

第五条第一項中「、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員」を「及び都道府県知事」に、「、市町村長及び市町村の教育委員会の委員」を「及び市町村長」に改める。

第九条第二項から第四項までを中「並びにその教育委員会の委員」を削る。

第十条第一項各号列記以外の部分中「当該議員、長又は委員」を「当該議員又は長」に改め、同項第七号を削る。

第十二条第五項を削る。

第十三条の見出し中「、定例選挙」を削り、同条第五項から第七項までを削り、同条第八項各号列記以外の部分中「、第五項及び前項」を削り、同項第二号中「都道府県の教育委員会及び」を削り、同項

号）第四十条に定める場合のほか、公立学校（大学を除く。以下この条において同じ。）に改める。

第十六条を次のように改める。

（採用及び昇任の方法）

第十六条　教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第三項の規定により教育委員会の委員のうちから任命される教育長を除く。）の採用は、選考によるものとし、その選考は、当該教育委員会が行う。

2　専門的教育職員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、当該教育委員会の教育長が行う。

第十七条を次のように改める。

（教育長の給与等）

第十七条　教育長については、地方公務員法第二十二条から第二十五条まで（条件附任用及び臨時的任用並びに職階制及び給与、勤務時間その他の勤務条件）の規定は、適用しない。

2　教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める。

第十九条第二項を次のように改める。

2　教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他の研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

第二十条第三項中「所轄庁」を「任命権者」に改める。

第二十一条第一項中「所轄庁」を「任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担職員については、市町村の教育委員会）」に改める。

第二十一条の四を削る。

附則第二十五条第二項第八号を削る。

附則第二十五条の四を次のように改める。

第二十五条の四　削除

附則第二十五条の七を削る。

（文部省設置法の一部改正）

第五条　文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第十九号の次に次の二号を加える。

十九の二　地方公共団体の長又は教育委員会に対し、教育、学術、文化及び宗教の事務の管理及び執行が法令の規定に違反し、又は著しく適正

項第三号から第五号まで中「、長及び教育委員会の委員」を「及び長」に改め、同項を同条第五項とする。

第三十四条第一項中「、増員選挙若しくは第百十六条第一項《議員又は当選人がすべてない場合》の規定による一般選挙又は教育委員会の委員の再選挙、補欠選挙若しくは第百十六条第二項《委員又は当選人がすべてない場合》の規定による定例選挙は」を「又は増員選挙若しくは第百十六条《議員又は当選人がすべてない場合》の規定による一般選挙は」に改め、同条第二項中「、地方公共団体の議会の議員又は教育委員会の委員」を「又は地方公共団体の議会の議員」に改め、「又は委員」及び「逃しなくなつたとき、及び教育委員会の委員の再選挙又は補欠選挙について、選挙による委員の数がその定数の二分の一に」を削り、同条第三項中「並びに教育委員会の委員」を削り、同条第五項中「、長又は委員」を「又は長」に改め、同条第六項第二号中「都道府県の教育委員会の委員及び」を削り、同項第三号中「並びに前号に規定する市の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び前号に規定する市の議会の議員」に改め、同項第四号及び第五号中「、長及び教育委員会の委員」を「及び長」に改める。

第三十五条第一項中「、都道府県の議会の議員及び長並びに都道府県の教育委員会の委員」を「並びに都道府県の議員及び長」に改める。

第三十六条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第三十七条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第三十八条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第三十九条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第四十条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第四十一条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第四十二条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第四十三条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第四十四条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第四十五条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第四十六条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第四十七条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第四十八条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第四十九条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第五十条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第五十一条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第五十二条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第五十三条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第五十四条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第五十五条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第五十六条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第五十七条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第五十八条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第五十九条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第六十条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第六十一条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第六十二条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第六十三条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第六十四条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第六十五条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第六十六条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第六十七条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第六十八条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第六十九条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第七十条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第七十一条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第七十二条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第七十三条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第七十四条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第七十五条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第七十六条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第七十七条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第七十八条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第七十九条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第八十条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第八十一条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第八十二条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第八十三条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第八十四条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第八十五条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第八十六条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第八十七条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第八十八条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第八十九条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第九十条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第九十一条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第九十二条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第九十三条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第九十四条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第九十五条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第九十六条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第九十七条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第九十八条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第九十九条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百一条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百二条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百三条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百四条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百五条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百六条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百七条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百八条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百九条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百十条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百十一条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百十二条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百十三条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百十四条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百十五条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百十六条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百十七条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百十八条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百十九条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百二十条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百二十一条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百二十二条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百二十三条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百二十四条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百二十五条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百二十六条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百二十七条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百二十八条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百二十九条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百三十条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百三十一条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百三十二条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百三十三条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百三十四条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百三十五条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百三十六条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百三十七条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百三十八条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百三十九条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百四十条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百四十一条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百四十二条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百四十三条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百四十四条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百四十五条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百四十六条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百四十七条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百四十八条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百四十九条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百五十条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百五十一条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百五十二条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百五十三条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百五十四条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百五十五条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百五十六条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百五十七条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百五十八条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百五十九条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百六十条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百六十一条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百六十二条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百六十三条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百六十四条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百六十五条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百六十六条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百六十七条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百六十八条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百六十九条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百七十条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百七十一条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百七十二条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百七十三条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百七十四条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百七十五条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百七十六条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百七十七条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百七十八条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百七十九条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百八十条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百八十一条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百八十二条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百八十三条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百八十四条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百八十五条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百八十六条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百八十七条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百八十八条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百八十九条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百九十条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百九十一条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百九十二条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百九十三条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百九十四条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百九十五条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百九十六条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百九十七条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百九十八条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第百九十九条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百一条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百二条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百三条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百四条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百五条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百六条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百七条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百八条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百九条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百十条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百十一条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百十二条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百十三条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百十四条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百十五条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百十六条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百十七条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百十八条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百十九条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百二十条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百二十一条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百二十二条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百二十三条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百二十四条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百二十五条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百二十六条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百二十七条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百二十八条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百二十九条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百三十条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百三十一条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百三十二条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百三十三条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百三十四条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百三十五条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百三十六条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百三十七条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百三十八条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百三十九条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百四十条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百四十一条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百四十二条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百四十三条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百四十四条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百四十五条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百四十六条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百四十七条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百四十八条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百四十九条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百五十条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百五十一条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百五十二条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百五十三条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百五十四条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百五十五条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百五十六条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百五十七条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百五十八条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百五十九条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百六十条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百六十一条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百六十二条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百六十三条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百六十四条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百六十五条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百六十六条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百六十七条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百六十八条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百六十九条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百七十条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百七十一条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百七十二条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百七十三条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百七十四条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百七十五条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百七十六条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百七十七条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百七十八条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百七十九条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百八十条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百八十一条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百八十二条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百八十三条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百八十四条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百八十五条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百八十六条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百八十七条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百八十八条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百八十九条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百九十条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百九十一条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百九十二条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百九十三条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百九十四条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百九十五条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百九十六条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百九十七条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百九十八条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第二百九十九条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第三百条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第三百一条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第三百二条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第三百三条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第三百四条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第三百五条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第三百六条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第三百七条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第三百八条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第三百九条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第三百十条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第三百十一条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第三百十二条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第三百十三条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第三百十四条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第三百十五条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第三百十六条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第三百十七条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第三百十八条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第三百十九条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第三百二十条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第三百二十一条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議員」に改める。

第三百二十二条第一項中「、地方公共団体の議会の議員及び

び市の教育委員会の委員」を「及び市長」に改め、同項第五号中「並びに町村の教育委員会の委員」を削る。

第百五十条第一項及び第百五十一条第一項中「、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員」を「及び都道府県知事」に改める。

第百五十二条中「並びに都道府県の教育委員会の委員の選挙」を削る。

第百五十八条中「(教育委員会の委員の候補者についてはその氏名)」を削る。

第百六十四条の二第一項、第百六十四条の三第一項、第百六十七条第一項並びに第百六十八条第一項及び第二項中「、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員」を「及び都道府県知事」に改める。

第百七十二条の二中「、市町村長及び市町村の教育委員会の委員」を「及び市町村長」に改める。

第百七十三条第一項中「(教育委員会の候補者についてはその氏名)」を削り、同条第二項中「、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員」を「及び都道府県知事」に、「、市町村長及び市町村の教育委員会の委員」を「及び市町村長」に改める。

第百七十四条第一項中「、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員」を「及び都道府県知事」に、「、長及び教育委員会の委員」を「及び長」に改める。

第百七十五条の二第一項中「(教育委員会の委員の候補者についてはその氏名)」を削る。

第百七十六条第一項中「、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員」を「及び都道府県知事」に改める。

第百七十七条第一項中「、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員」を「及び都道府県知事」に改め、同条第二項中「第四号」を「第三号」に改める。

第百九十四条第一項第五号及び第百九十五条第一項第五号を削る。

第百九十九条中「並びにその教育委員会の委員」を削る。

第二百二条(見出しを含む。)及び第二百三条(見出しを含む。)中「並びに教育委員会の委員」を削る。

第二百五条第三項第一号中「又は委員」を削る。

第二百六条(見出しを含む。)及び第二百七条(見出しを含む。)中「並びに教育委員会の委員」を削る。

第二百二十条第三項中「教育委員会の委員については当該委員会の委員長に、」を削る。

第二百五十四条中「教育委員会の委員たる当選人が刑に処せられた場合においては、当該委員会の委員長に、」を削る。

第二百五十八条の見出し中「及び教育委員会の委員」を削り、同条第二項を削る。

第二百六十条の見出し中「及び補欠委員」を削り、同条第一項中「若しくは地方公共団体の議会の議員の補欠議員又は教育委員会の委員の補欠委員」を「又は地方公共団体の議会の議員の補欠議員」に改める。

第二百六十二条第三号及び第四号中「、知事及び都道府県の教育委員」を「及び知事」に改める。

第二百六十四条の見出し中「並びに教育委員会の委員」を削り、同条第一項各号列記以外の部分中「並びにその教育委員会の委員」を削り、同条第二項中「並びに都道府県の教育委員会の委員の選挙に関する前条第五号の二、第六号、第九号、第十号の二及び第十二号に掲げる費用」を削り、同条第四項中「、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員」を「及び都道府県知事」に、「、市町村長及び市町村の教育委員会の委員」を「及び市町村長」に改める。

第二百六十七条第一項中「及びその組合に設置した教育委員会の委員の選挙」を削り、同条第二項中「、都道府県の議会の議員及び長並びに都道府県の教育委員会の委員」を「並びに都道府県の議会の議員及び長」に改める。

第二百六十九条中「、都道府県の教育委員会の委員」を削り、「、長及び教育委員会の委員」を「及び長」に改める。

(図書館法の一部改正)

第八条　図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条　削除

第八条中「市町村」を「市(特別区を含む。以下同じ。)町村」に改める。

第十条第二項を削る。

第十六条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第二十五条に次の一項を加える。

2　都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

第二十九条第二項中「第七条」を「第二十五条第二項」に改める。

(文化財保護法の一部改正)

第九条　文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の一部を次のように改正する。

第九十八条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第百四条の三第四項を削る。

(産業教育振興法の一部改正)

第十条　産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

(博物館法の一部改正)

第十一条　博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条　削除

第十八条第二項を削る。

第二十二条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第二十七条に次の一項を加える。

2　都道府県の教育委員会は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

第二十九条中「第七条及び」を「第九条及び第二十七条第二項」に改める。

(青年学級振興法の一部改正)

第十二条　青年学級振興法(昭和二十八年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項後段を削る。

第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

第十九条第三号中「教育長、」を削る。

(公立学校施設費国庫負担法の一部改正)

第十三条　公立学校施設費国庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「当該地方公共団体の教育委員

会」を「当該地方公共団体の長」に改める。

（危険校舎改築促進臨時措置法の一部改正）

第十四条　危険校舎改築促進臨時措置法（昭和二十八年法律第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「当該地方公共団体の教育委員会」を「当該地方公共団体の長」に改める。

（町村合併促進法の一部改正）

第十五条　町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の二を次のように改める。

第九条の二　削除

（義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法の一部改正）

第十六条　義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「当該地方公共団体が、」を「当該地方公共団体が」に改め、「地方公共団体の組合でおつてこれに教育委員会が置かれていないものである場合には当該学校を所轄するその執行機関」を削る。

第六条第二項中「当該地方公共団体の教育委員会」を「当該地方公共団体の長」に改める。

（公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部改正）

第十七条　公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法（昭和三十年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「当該地方公共団体の教育委員会」を「当該地方公共団体の長」に改める。

（教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律の一部改正）

第十八条　教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭和二十九年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

附則中第二項から第六項までを削り、第七項を第二項とする。

（女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部改正）

第十九条　女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項を削る。

第五条中「前条第一項」を「前条」に改める。

（公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部改正）

第二十条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九条　削除

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法第二十条、第百二十一条及び附則第六条の改正規定、第二条、第四条中教育公務員特例法第十六条、第十七条及び第二十一条の四の改正規定、第五条中文部省設置法第五条第一項第十九号の次に二号を加える改正規定中第十九号の三に係る部分及び第八条の改正規定、第七条、第十五条、第十六条及び第十七条中教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律附則第三項及び第四項の改正規定（附則第五項の改正規定中教育長又は指導主事に係る部分を含む。）並びに附則第六項から第九項までの規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）附則第一条に規定する教育委員会の設置関係規定の施行の日から施行する。

（県費負担教職員の定数条例の経過措置）

2　この法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下附則第四項までにおいて同じ。）の施行の際、現に改正前の市町村立学校職員給与負担法第三条の規定に基いて制定されている条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十二条の規定に基いて制定されたものとみなす。

（教育公務員に対する所轄庁の許可の経過措置）

3　この法律の施行の際、現に改正前の教育公務員特例法第二十条第三項又は第二十一条第一項の規定により所轄庁の許可を受けている者は、改正後のこれらの規定により任命権者の許可を受けたものとみなす。

（県費負担教職員の給与条例等の経過措置）

4　この法律の施行の際、現に改正前の教育公務員特例法第二十五条の四の規定に基いて制定されている条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十二条の規定に基いて制定されたものとみなす。

（恩給に関する経過措置）

5　地方教育行政の組織及び運営に関する法律による

法律第百六十四号（昭三一・六・三〇）

◎新市町村建設促進法

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　新市町村建設計画の実施（第五条―第十条）
第三章　新市町村建設計画の実施の促進（第十一条―第二十条）
第四章　他の法律の特例（第二十一条―第二十五条）
第五章　町村合併に伴う争論の処理及び未合併町村の町村合併の推進（第二十六条―第二十九条）
第六章　補則（第三十条・第三十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、町村合併を行つた市町村の新市町村建設計画の実施を促進して、新市町村の健全な発展を図り、あわせて未合併町村の町村合併を強力に推進することにより、地方自治の本旨の充分な実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「新市町村」とは、町村合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村で、新市町村建設計画の実施に当るものをいう。

2　この法律において「新市町村建設計画」とは、町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）第六条第一項の新町村建設計画（同法第三十四条の規定（同法第三十七条第五項の規定により準用される同法第三十四条の規定を含む。）により新町村建設計画とみなされる計画及び同法第三十五条から第三十七条（第五項を除く。）までの規定により同法の規定が適用され、又は準用される市町村の建設に関する計画を含む。）をいう。

3　この法律において「町村合併」とは、二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで、町村の数の減少を伴うものをいう。

4　この法律において「従前の市町村」とは、町村合併によりその区域の全部又は一部が新市町村の区域の一部となつた市町村をいう。

5　この法律において「未合併町村」とは、町村合併促進法第四条第一項の町村合併促進審議会の審議を経て定められた町村合併に関する計画において町村合併をすることが必要であるとされた町村で、当該計画に基く町村合併をしていないものをいう。

（新市町村建設の基本）

第三条　新市町村は、基礎的な地方公共団体としての機能を充分に発揮して住民の福祉を増進するため、その地域の自然的、経済的、文化的その他の条件に即して総合的にその建設を進めることを基本方針として、すみやかにその一体性を確立し、組織及び運営の合理化を図り、健全な財政運営に努め、町村合併によつて強化された能力に応じてその建設を計画的かつ効果的に進めなければならない。

第四条　新市町村の関係機関及びその区域内の公共的団体等は、相互に協力して新市町村のすみやかな建設に努めなければならない。

2　新市町村の住民は、相互に融和し、一の地方公共団体の住民たるの自覚をもつて、進んでその負担を分任して新市町村の建設に当らなければならない。

第二章　新市町村建設計画の実施

（新市町村建設計画の調整等）

第五条　新市町村は、その建設を第三条の趣旨に適合して進めるため、必要があると認めるときは、新市町村建設計画の調整（新市町村建設計画の実施のための年度別計画の変更又は作成をいう。以下同じ。）をし、又はこれを変更するものとする。

2　新市町村は、前項の規定により新市町村建設計画の調整をするに当つては、行政機関、施設等の統合、事務処理の組織、職員の構成及び配置等の適正化並びに事務処理の方法の改善等その組織及び運営の合理化に努め、これにより経費の節減を図つて、新市町村建設計画に掲げる事業の財源を確保するようにしなければならない。

第六条　新市町村は、新市町村建設計画の調整をしようとするときは、新市町村建設審議会の審議及び議会の議決を経なければならない。この場合において、新市町村は、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。

2　新市町村は、前項の規定により新市町村建設計画の調整をしたときは、直ちにこれを都道府県知事に提出しなければならない。

3　都道府県知事は、前項の規定により新市町村建設計画の提出があつたときは、直ちにその意見を付けて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定により新市町村建設計画及び意見の提出があつたときは、直ちにこれを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

5　前各項の規定は、新市町村建設計画の変更につき準用する。

（支所又は出張所の統合等）

第七条　新市町村で支所又は出張所を設けているものは、地勢、交通その他の事情に照らして、支所又は出張所の廃止又は統合に関する計画を定め、なるべくすみやかにその実現を図らなければならない。この場合において、住民の利便が低下することとならないように、事務処理の方法を改善し、連絡、通信及び交通の施設を整備する等適当な考慮を払わなければならない。

（小学校及び中学校の統合等）

第八条　新市町村は、その設置する小学校又は中学校で経営の合理化と教育効果の向上を図るため規模を適正化することが適当と認められるものがある場合においては、地勢、交通、通学距離その他の事情を考慮して、小学校又は中学校の統合並びにこれに伴う校舎の転用及び通学区域（児童又は生徒の就学すべき学校の指定の基準とされている区域をいう。以下同じ。）の変更に関する計画を定め、これを実現するように努めなければならない。

2　新市町村は、小学校又は中学校の統合を行わない場合においても、小学校又は中学校の施設の状況及び児童又は生徒の通学の利便を考慮して、必要があると認めるときは、小学校又は中学校の通学区域の変更の措置を講じなければならない。

（公共的団体等の統合）

第九条　新市町村の区域内の公共的団体等は、当該公共的団体等の目的の達成及び機能の発揮に寄与すると認められる場合には、新市町村の一体性のすみやかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。ただし、法令の規定により当該公共的団体等を監督する主務大臣がその統合整備について別段の定をした場合は、この限りでない。

（新市町村建設審議会）

第十条　新市町村は、市町村長の諮問に応じて、新市

町村建設計画の調整その他その実施に関し必要な調査及び審議を行わせるため、条例で新市町村建設審議会を置くことができる。

2　新市町村建設審議会の委員は、条例で定めるところにより、当該市町村の議会の議員、教育委員会の委員、農業委員会の委員その他の職員、公共的団体等の役員及び職員並びに学識経験を有する者のうちから、市町村長が任命する。

第三章　新市町村建設計画の実施の促進

（新市町村建設計画の調整の促進のための補助金）

第十一条　国は、新市町村建設計画の調整を促進するため必要があるときは、予算の範囲内において、新市町村及び関係都道府県に対して補助金を交付することができる。

（新市町村建設計画の実施の促進等のため国の行う措置）

第十二条　国は、新市町村の組織及び運営の合理化を促進するため必要があるときは、予算の範囲内において、新市町村建設計画に掲げる次の事項について、新市町村に対して補助金を交付することができる。

一　支所又は出張所の廃止又は統合に伴い直接必要となる道路、橋その他の土木施設の整備

二　消防自動車の購入その他消防施設の整備

三　小学校若しくは中学校の統合又は通学区域の変更のため必要な校舎の新築、改築又は増築

四　前三号に掲げるもののほか、新市町村の一体性を確保し、その組織及び運営を合理化するため特に必要な施設の整備

2　国は、新市町村が行う小学校又は中学校の校舎の新築、改築又は増築のための事業に対して負担金又は補助金を交付するに当つては、当該小学校若しくは中学校の統合又は通学区域の合理化を積極的に促進するように配慮しなければならない。

第十三条　国は、新市町村建設計画の実施を促進するため、法令及び予算の範囲内において、事情の許す限り、新市町村建設計画に掲げる次の事項に係る財政上の援助について、新市町村のために優先的な取扱をするものとする。

一　小学校又は中学校の校舎の新築、改築又は増築その他教育文化施設の整備

二　消防自動車の購入その他消防施設の整備

三　病院、診療所、隔離病舎、水道施設その他の衛生施設の整備

四　授産施設、保育所その他の厚生施設の整備

五　公営住宅の整備

六　道路、橋又はトンネルの新設その他土木施設（土木工事の用に供する重要な機械及び器具を含む。）の整備

七　開田、開畑、干拓、かんがい排水施設の整備その他の土地改良

八　有線放送施設その他の通信施設の整備

九　渡船その他の交通施設の整備

十　前各号に掲げるもののほか、新市町村の永久の利益となるべき事業

2　国は、新市町村建設計画の実施を促進するため、法令及び予算の範囲内において、次に掲げる措置について、新市町村のために特別の配慮をするものとする。

一　新市町村建設計画に掲げる水道事業、自動車運送事業、軌道事業その他公営企業に係る許可、認可その他の処分

二　新市町村建設計画に掲げる事業に要する経費の財源とするための地方債を起すことの許可

3　国は、新市町村建設計画の実施を促進するため、法令及び予算の範囲内において、事情の許す限り、次に掲げる国の行う事業の実施について、新市町村のため優先的な措置を講ずるものとする。

一　道路の建設、河川の改修、港湾の修築その他の土木事業

二　前号に掲げるもののほか、政令で定める事業

（国の地方行政機関の所管区域）

第十四条　国は、国の地方行政機関（駐在機関を含む。）の所管区域が新市町村の区域を基礎とすることとなるように、事情の許す限りすみやかに必要な措置を講じなければならない。

（都道府県の行う措置）

第十五条　都道府県は、新市町村建設計画の実施を促進するため、前三条の趣旨に従い、必要な措置を講ずるものとする。

2　都道府県は、新市町村の事務処理の能率をたかめるため、新市町村の求めに応じて、新市町村に対して当該都道府県の職員を派遣し、新市町村の職員の研修を行う等必要な協力をしなければならない。

3　前項の規定により派遣する職員の給与その他の身分取扱に関し必要な事項は、政令で定める。

（公共企業体の協力等）

第十六条　日本国有鉄道、日本電信電話公社その他の公共企業体（公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第一項第一号に掲げる公共企業体をいう。）は、新市町村に係るその業務の運営に関し、新市町村の建設に資するため必要な措置を、事情の許す限りすみやかに講ずるようにしなければならない。

三　国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産をいう。）の貸付、交換、売払及び譲与並びにこれに対する私権の設定

四　新市町村の基本財産の造成のため必要な国有林野（国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条に規定する国有林野をいう。以下同じ。）の売払、同法に定める部分林の設定、同法に定める部分林の造林についての補助金の交付及び公有林野等官行造林法（大正九年法律第七号）第一条の契約

五　前各号に掲げるもののほか、国の行政機関の行う処分で政令で定めるもの

3　国は、新市町村建設計画の実施を促進するため、法令及び予算の範囲内において、事情の許す限り、次に掲げる国の行う事業の実施について、新市町村のため優先的な措置を講ずるものとする。

一　道路の建設、河川の改修、港湾の修築その他の土木事業

二　前号に掲げるもののほか、政令で定める事業

（国の地方行政機関の所管区域）

第十四条　国は、国の地方行政機関（駐在機関を含む。）の所管区域が新市町村の区域を基礎とすることとなるように、事情の許す限りすみやかに必要な措置を講じなければならない。

（都道府県の行う措置）

第十五条　都道府県は、新市町村建設計画の実施を促進するため、前三条の趣旨に従い、必要な措置を講ずるものとする。

2　都道府県は、新市町村の事務処理の能率をたかめるため、新市町村の求めに応じて、新市町村に対して当該都道府県の職員を派遣し、新市町村の職員の研修を行う等必要な協力をしなければならない。

3　前項の規定により派遣する職員の給与その他の身分取扱に関し必要な事項は、政令で定める。

（公共企業体の協力等）

第十六条　日本国有鉄道、日本電信電話公社その他の公共企業体（公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第一項第一号に掲げる公共企業体をいう。）は、新市町村に係るその業務の運営に関し、新市町村の建設に資するため必要な措置を、事情の許す限りすみやかに講ずるようにしなければならない。

2　国は、日本電信電話公社が前項の趣旨に従い公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）第二十九条の規定による加入区域の変更等必要な措置を計画的に講ずるため、日本電信電話公社が必要とする資金の融通について配慮しなければならない。

（内閣総理大臣の勧告その他の措置）

第十七条　内閣総理大臣は、新市町村建設計画の調整その他その実施に関して、新市町村及び都道府県に対し、助言又は勧告をし、その他適切な措置を講ずるものとする。

2　内閣総理大臣は、新市町村建設促進中央審議会（以下「中央審議会」という。）の意見をきいて、新市町村建設計画の調整又は実施に関する必要な基準を定めることができる。

3　内閣総理大臣は、前二項の措置を講じようとするときは、国の関係行政機関が所掌する事務に関する事項については、あらかじめ当該行政機関の長に協議しなければならない。

（新市町村建設促進中央審議会）

第十八条　中央審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じて、新市町村建設計画の調整その他その実施の促進及び未合併町村の町村合併の推進に関し必要な事項

を調査審議する。

2　中央審議会は、委員二十五人以内で組織する。

3　委員は、関係行政機関の職員、地方公共団体の議会の議員及び長並びに学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4　前三項に定めるもののほか、中央審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県知事の助言、勧告その他の措置）

第十九条　都道府県知事は、新市町村建設計画が第三条の趣旨に適合し、かつ、当該市町村の区域に係る都道府県の総合的な開発計画及び近隣市町村の新市町村建設計画と調和がとれることとなるように、新市町村建設計画の調整その他その実施に関して、新市町村に対し必要な助言又は勧告をし、その他適切な措置を講ずるものとする。

2　都道府県知事は、第十七条第二項の基準に基き、新市町村建設促進審議会を設置する都道府県にあつてはその意見をきいて、新市町村建設計画の調整又は実施に関する必要な基準を定めることができる。

3　都道府県知事は、毎年度の当初において、前年度中の新市町村建設計画の実施の状況をとりまとめて公表するとともに、これを内閣総理大臣に報告しなければならない。

（地方財政法の特例）

第二十一条　新市町村が行う新市町村建設計画に掲げる事業で当該市町村の永久の利益となるべきものについては、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条第一項ただし書の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

（地方税法の特例）

第二十二条　新市町村は、従前の市町村の相互の間にけれならない。

（新市町村建設促進審議会）

第二十条　都道府県は、都道府県知事の諮問に応じて、新市町村建設計画の調整その他その実施の促進及び未合併町村の町村合併の推進に関し必要な調査及び審議を行わせるため、条例で新市町村建設促進審議会を置くことができる。

2　新市町村建設促進審議会の委員は、二十人以内とし、条例で定めるところにより、国の地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の議会の議員及び長、公共的団体等の役員及び職員並びに学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

第四章　他の法律の特例

（地方財政法の特例）

第二十一条　新市町村が行う新市町村建設計画に掲げる事業で当該市町村の永久の利益となるべきものについては、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条第一項ただし書の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

（地方税法の特例）

第二十二条　新市町村は、従前の市町村の相互の間に

地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は町村合併により承継した基本財産の価額若しくは負債の額につき従前の市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く三箇年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として、不均一の課税をすることができる。

（地方交付税法の特例）

第二十三条　国が地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）に定めるところにより毎年度交付する地方交付税の額を算定するに当つては、新市町村については、同法第十三条に定めるもののほか、町村合併に伴い臨時に増加する行政に要する経費の需要を基礎として、総理府令で定めるところにより、同法に定める基準財政需要額の測定単位の数値を補正するものとする。

2　国は、小学校又は中学校の統合を行つた新市町村に交付すべき地方交付税の額を算定するに当つては、その統合に伴い必要となる経費が含まれることとなるように配慮するものとする。

（国有財産特別措置法の特例）

第二十四条　国は、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第三条第一項各号に掲げる場合のほか、新市町村が新市町村建設計画の実施に当り当該市町村の永久の利益となるべき施設の用に供する場合においては、町村合併後五箇年間に限り、同法に規定する普通財産を当該市町村に譲渡し、又は貸し付けることができる。

2　前項の規定による譲渡又は貸付に関しては、同項に規定する場合を国有財産特別措置法第三条第一項各号に掲げる場合に該当するものとみなして同法の規定を適用する。

（国有林野法の特例）

第二十五条　国は、新市町村建設計画による基本財産の造成のため必要があると認められる場合においては、町村合併後五箇年間に限り、新市町村の区域に係る国有林野を国土の保安上及び国有林野の経営上必要なものを除くほか、当該市町村に売り払い、又はその所有する林野と交換することができる。

2　前項の規定による売払の条件については、売払代金の支払を、売払後五箇年間はすえ置き、その後二十箇年以内の年賦償還とするほか、政令で定めるところによるものとする。

3　新市町村は、第一項の規定により売払を受けた林野の経営については、あらかじめ国の承認を受けて定めた施業計画によらなければならない。

4　新市町村は、第一項の規定により売払を受けた林野の立木の伐採若しくは売払又は当該林野の売払を受けるには、あらかじめ国の承認を受けなければならない。

5　新市町村は、前項の売払に係る代金を収入したときは、第二項の売払代金の支払に充てなければならない。

6　新市町村は、第一項の規定により売払又は交換を受けた林野の管理については、なるべくその住民の生業に資するように配慮しなければならない。

7　国は、国有林野整備臨時措置法（昭和二十六年法律第二百四十七号）の規定により国有林野の売払を受けた市町村が新市町村となつた場合又は同法の規定により売払を受けた林野が町村合併により新市町村に引き継がれた場合においては、第二項の規定及び同項の規定に基く政令の規定に準じて、その売払の条件を改めることができる。

8　第三項から第六項までの規定は、前項の規定により売払の条件が改められた場合においては、同項の新市町村につき準用する。この場合において、第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「国有林野整備臨時措置法」と、第五項中「第二項の売払代金」とあるのは「国有林野整備臨時措置法の規定により売払を受けた林野の支払代金」と、第六項中「第一項」とあるのは「国有林野整備臨時措置法」と読み替えるものとする。

第五章　町村合併に伴う争論の処理及び未合併町村の町村合併の推進

（町村合併に伴う争論のあつせん、調停及び裁定）

第二十六条　都道府県知事は、町村合併に伴い市町村の名称、事務所の位置、財産処分等に関し争論がある場合においては、この法律に特別の定のあるものを除くほか、争論の解決のため、町村合併調整委員にあつせんを行わせ、又はこれをその調停に付することができる。

2　町村合併調整委員は、五人以内とし、都道府県知事が新市町村建設促進審議会の委員のうちから任命する。

3　町村合併調整委員は、調停案を作成して、これを当事者に示し、その受諾を勧告するとともに、その調停案に理由を付して公表することができる。

4　第一項の調停は、当事者が調停案を受諾して、その旨を記載した文書を都道府県知事に提出した時に成立するものとする。

5　町村合併調整委員は、第一項の規定によるあつせん又は調停による解決の見込がないと認めるときは、あつせん又は調停を打ち切り、その経過を都道府県知事に報告するものとする。

6　都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該市町村の一体性を保持しその運営の正常化を図るため特に必要があると認めるときに限り、町村合併調整委員の意見をきいて当該争論の裁定をすることができる。

7　前項の規定による裁定は、文書をもつてし、その理由を付けて当事者に交付するとともに、都道府県知事がその要旨を告示しなければならない。

8　第一項の争論に係る市町村の名称、事務所の位置又は財産処分について第六項の規定による裁定があつたときは、それぞれ地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定による市町村の名称、事務所の位置又は財産処分についての関係市町村の条例の制定、議会の議決又は長の処分があつたものとみなし、その効力は、前項の規定による告示により生ずる。

9　第一項から第七項までの規定は、町村合併に関し市町村の名称、事務所の位置又は財産処分について争論がある場合に準用する。この場合において、第六項中「市町村の一体性を保持しその運営の正常化を図るため」とあるのは、「未合併町村の町村合併を推進するため」と読み替えるものとする。

（市町村の境界変更に関するあつせん、調停及び投票）

第二十七条　都道府県知事は、新市町村の区域のうち従前の市町村の一部の地域又は新市町村に隣接する市町村の一部の地域に係る市町村の境界変更で新市町村とこれに隣接する市町村との間におけるものに関し争論があり、かつ、そのため関係市町村の一体性又はその相互の間の正常な関係が著しくそこなわれていると認めるときは、昭和三十二年三月三十一日までの間は、町村合併調整委員にあつせんを行わせ、又はこれをその調停に付することができる。

2　前条第三項及び第四項の規定は前項の調停につき、同条第五項の規定は前項のあつせん又は調停につき、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「当事者」とあるのは、「関係市町村」と読み替えるものとする。

3　前項の規定において準用する前条第四項の規定により第一項の調停が成立した場合において、当該調停において関係市町村の境界変更を行うものとされているときは、当該境界変更について地方自治法第七条第一項の規定による関係市町村の申請があつたものとみなす。

4　第二項の規定において準用する前条第四項の規定により第一項の調停が成立した場合において、当該調停において関係市町村の境界変更が当該地域内の選挙人の投票に基いて定めるものとされているときは、都道府県知事は、当該境界変更に関し、これを選挙人の投票に付することを当該市町村の選挙管理委員会に対し請求するものとする。

5　都道府県知事は、第二項の規定において準用する前条第五項の規定による報告を受けた場合において、地勢、交通、経済事情その他の事情に照らし、当該地域に係る市町村の境界変更をその地域内の選挙人の投票に基いて定めることが適当であると認めるときは、新市町村建設促進審議会の意見をきき、境界変更に関し投票を行うべき区域を示して、これを当該区域内の選挙人の投票に付することを当該市町村の選挙管理委員会に対し請求することができる。

6　市町村の選挙管理委員会は、第四項又は前項の請求があつたときは、政令で定めるところにより、請求のあつた日から三十日以内に第四項又は前項の投票に付さなければならない。

7　第四項又は第五項の請求があつた日から三十日以内に前項の投票が行われなかつたときは、前項の規定にかかわらず、都道府県の選挙管理委員会は、都道府県知事の請求に基き、政令で定めるところにより、当該請求のあつた日から三十日以内に当該請求に基く区域に係る市町村の境界変更に関し、これをその区域内の選挙人の投票に付さなければならない。

8　都道府県知事は、前項の請求については、あらかじめ内閣総理大臣に協議した上投票を行うべき区域を示して、第四項又は第五項の請求があつた日から九十日以内にこれを行わなければならない。

9　市町村の選挙管理委員会又は都道府県の選挙管理委員会は、それぞれ第六項又は第七項の投票の結果が判明したときは、直ちにこれを告示するとともに、都道府県知事に届け出なければならない。

10　第六項又は第七項の投票において当該区域に係る市町村の境界変更につき有効投票の三分の二以上の賛成があつた場合において、前項の規定による届出があつたときは、当該区域に係る市町村の境界変更に関し地方自治法第七条第一項の規定による関係市町村の申請があつたものとみなす。

11　政令で特別の定をするものを除くほか、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）中普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する規定（罰則を含む。）は、第六項及び第七項の投票につき準用する。

12　第三項の規定によりみなされる申請又は第六項若しくは第七項の投票に基く市町村の境界変更による市町村の区域の変動があつた場合には、その市町村の区域の変動を町村合併に伴う町村の区域の変動とみなして、町村合併促進法第二十条の規定を準用する。

13　内閣総理大臣は、都道府県の境界にわたる市町村の境界変更については、第一項、第四項又は第五項の規定の例により、あつせん、調停又は投票の請求をすることができる。この場合においては、政令で特別の定をするものを除くほか、前条第二項から第五項までの規定並びに第三項及び第六項から前項までの規定を準用する。

（町村合併に関する都道府県知事の勧告等）

第二十八条　都道府県知事は、未合併町村の規模が適正を欠き、かつ、地勢、交通、経済事情その他の事情に照らし、町村合併を行うことが関係市町村の基礎的な地方公共団体としての機能の充分な発揮と住民の福祉の増進のため必要であると認めるときは、昭和三十二年三月三十一日までの間において、新市町村建設促進審議会の意見をきき、内閣総理大臣に協議して、あらたに当該市町村に係る町村合併に関する計画を定め、これを関係市町村に勧告しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の勧告をした日から九十日以内に当該勧告を受けた市町村から当該勧告に基く町村合併に関する地方自治法第七条第一項の規定による申請がない場合において、特に必要があると認めるときは、新市町村建設促進審議会の意見をきいて、当該市町村に係る町村合併に関し、投票を行うべき区域を示して、これを当該市町村又はその一部の区域内の選挙人の投票に付することを当該市町村の選挙管理委員会に対し請求することができる。

3　前条第六項から第十一項までの規定は、前項の投

票につき準用する。この場合において、同条第六項中「第四項又は前項」とあるのは「第二十八条第二項」と、同条第七項中「第四項又は第五項」とあるのは「第二十八条第二項」と、「市町村の境界変更」とあるのは「町村合併」と、同条第八項中「第四項又は第五項」とあるのは「第二十八条第二項」と、同条第十項中「市町村の境界変更につき有効投票の三分の二以上」とあるのは「町村合併につき選挙人の過半数」と、「市町村の境界変更に関し」とあるのは「町村合併に関し」と、「関係市町村」とあるのは「当該市町村」と読み替えるものとする。

4　第一項の勧告又は第二項の投票に基く町村合併については、町村合併促進法第十一条の六、第十八条から第二十条の二まで、第二十二条から第二十三条の二まで及び第二十四条の規定の例による。この場合においては、新市町村建設促進審議会の意見をもつて同法第二十三条の二第二項及び第四項の町村合併促進審議会の意見に代えるものとする。

5　第一項の勧告又は第二項の投票に基いて町村合併が行われた場合において、当該町村合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村が、町村合併促進法第六条の規定の例により、町村合併に伴い必要な市町村の建設に関する計画を定めているときは、当該市町村の建設に関する計画を新市町村建設計画と、その計画の実施に当る市町村を新市町村とみなして、この法律の規定を適用する。

2　前項の規定による内閣総理大臣の勧告があつた場合において、当該町村がなお町村合併を行わないときは、小規模町村であることにより行われる国の財政上の援助措置は、当該町村については行われないことがあるものとする。

3　前条第一項の勧告を受けた市町村に係る町村合併に関し地方自治法第七条第一項の申請があつた日から四箇月以内に同項の規定による都道府県知事の処分が行われない場合においては、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、中央審議会の意見をきいて、関係市町村に対して町村合併の勧告をすることができる。

4　第一項の勧告又は第二項の投票に基く町村合併については、町村合併促進法第十一条の六、第十八条から第二十条の二まで、第二十二条から第二十三条の二まで及び第二十四条の規定の例による。この場合においては、新市町村建設促進審議会の意見をもつて同法第二十三条の二第二項及び第四項の町村合併促進審議会の意見に代えるものとする。

5　第一項の勧告又は第二項の投票に基いて町村合併が行われた場合において、当該町村合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村が、町村合併促進法第六条の規定の例により、町村合併に伴い必要な市町村の建設に関する計画を定めたときは、当該市町村の建設に関する計画を新市町村建設計画と、その計画の実施に当る市町村を新市町村とみなして、この法律の規定を適用する。

（町村合併に関する内閣総理大臣の勧告等）

第二十九条　内閣総理大臣は、前条第一項の勧告を受けた市町村で当該勧告を受けた日から四箇月以内に町村合併を行わないものがある場合において、都道府県知事の申請があつたときは、中央審議会の意見をきいて、関係市町村に対して町村合併の勧告をすることができる。

2　前項の規定による内閣総理大臣の勧告があつた場合において、当該町村がなお町村合併を行わないときは、小規模町村であることにより行われる国の財政上の援助措置は、当該町村については行われないことがあるものとする。

3　前条第一項の勧告を受けた市町村に係る町村合併に関し地方自治法第七条第一項の申請があつた日から四箇月以内に同項の規定による都道府県知事の処分が行われない場合においては、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、中央審議会の意見をきいて、関係市町村に対して町村合併の勧告をすることができる。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による処分をしたときは、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

5　第三項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

6　第三項前段の規定による処分は、地方自治法第七条第一項の規定による処分とみなし、第三項後段の規定による処分は、同法第二百五十九条第三項の規定による処分とみなす。

7　前条第四項及び第五項の規定は、第一項の勧告に基く町村合併及び第三項前段の規定による処分は基く町村合併につき準用する。

8　第三項、第六項及び前項の規定は、地方自治法第七条第三項の規定による関係市町村の申請があつた日から四箇月以内に同項の規定による関係都道府県知事の申請が行われない場合に準用する。この場合において、第三項中「同項の規定にかかわらず」とあるのは「地方自治法第七条第三項の規定にかかわらず」と、「町村合併の処分」とあるのは「境界の変更の処分」と、第六項中「第七条第一項」とあるのは「第七条第三項」と、第七項中「町村合併」とあるのは「境界の変更」と読み替えるものとする。

第六章　補則

（町村合併促進法失効前の申請に係る町村合併についての適用関係）

第三十条　町村合併促進法が効力を失うまでに同法第二条第一項の町村合併（同法第三十六条及び第三十七条の規定により町村合併とみなされるものを含む。）の処分につき地方自治法第七条第一項の規定により申請をしている市町村について、町村合併促進法が効力を失つた後、地方自治法第七条第一項の規定による処分が行われた場合において、当該市町村が町村合併促進法第六条の規定の例により町村合併に伴い必要な市町村の建設に関する計画を定めているときは、当該市町村の建設に関する計画を新市町村建設計画と、その計画の実施に当る市町村を新市町村とみなして、この法律の規定を適用する。

2　第二十八条第四項の規定は、前項の町村合併につき準用する。

（政令への委任）

第三十一条　この法律の実施のための手続その他の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十八条及び第二十九条の規定は、昭和三十一年十月一日から施行する。

2　この法律中、第二十九条第八項の規定は、昭和三十三年三月三十一日に、その他の規定は、この法律の施行（前項本文の規定による施行をいう。以下同じ。）の日から起算して五箇年を経過した時にその効力を失う。ただし、その時までに第二十五条第一項の規定により国有林野の売払を受けた新市町村及び同条第八項の規定の適用を受けた新市町村については、同条第三項から第六項までの規定、その時までには第二十七条第十二項の規定又は第二十八条第四項の規定（第二十九条第七項の規定（同条第八項の規定により準用される同条第七項の規定を含む。）又は第三十条第二項の規定により準用される第二十八条第四項の規定を含む。以下この項において同じ。）の適用

て、関係市町村の規模を適正化するため特に必要があると認めるときに限り、政令で定めるところにより、当該申請に係る町村合併の処分を行うことができる。この場合において、当該処分が郡の境界にわたつて町村を設置するものであるときは、内閣総理大臣は、あらかじめ当該町村の属すべき郡の区域を定めるものとする。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による処分をしたときは、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

5　第三項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

6　第三項前段の規定による処分は、地方自治法第七条第一項の規定による処分とみなし、第三項後段の規定による処分は、同法第二百五十九条第三項の規定による処分とみなす。

7　前条第四項及び第五項の規定は、第一項の勧告に基く町村合併及び第三項前段の規定による処分は基く町村合併につき準用する。

8　第三項、第六項及び前項の規定は、地方自治法第七条第三項の規定による関係市町村の申請があつた日から四箇月以内に同項の規定による関係都道府県知事の申請が行われない場合に準用する。この場合において、第三項中「同項の規定にかかわらず」とあるのは「地方自治法第七条第三項の規定にかかわらず」と、「町村合併の処分」とあるのは「境界の変更の処分」と、第六項中「第七条第一項」とあるのは「第七条第三項」と、第七項中「町村合併」とあるのは「境界の変更」と読み替えるものとする。

第六章　補則

（町村合併促進法失効前の申請に係る町村合併についての適用関係）

第三十条　町村合併促進法が効力を失うまでに同法第二条第一項の町村合併（同法第三十六条及び第三十七条の規定により町村合併とみなされるものを含む。）の処分につき地方自治法第七条第一項の規定により申請をしている市町村について、町村合併促進法が効力を失つた後、地方自治法第七条第一項の規定による処分が行われた場合において、当該市町村が町村合併促進法第六条の規定の例により、町村合併に伴い必要な市町村の建設に関する計画を定めているときは、当該市町村の建設に関する計画を新市町村建設計画と、その計画の実施に当る市町村を新市町村とみなして、この法律の規定を適用する。

2　第二十八条第四項の規定は、前項の町村合併につき準用する。

（政令への委任）

第三十一条　この法律の実施のための手続その他の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十八条及び第二十九条の規定は、昭和三十一年十月一日から施行する。

2　この法律中、第二十九条第八項の規定は、昭和三十三年三月三十一日に、その他の規定は、この法律の施行（前項本文の規定による施行をいう。以下同じ。）の日から起算して五箇年を経過した時にその効力を失う。ただし、その時までに第二十五条第一項の規定により国有林野の売払を受けた新市町村及び同条第八項の規定の適用を受けた新市町村については、同条第三項から第六項までの規定、その時までには第二十七条第十二項の規定又は第二十八条第四項の規定（第二十九条第七項の規定（同条第八項の規定により準用される同条第七項の規定を含む。）又は第三十条第二項の規定により準用される第二十八条第四項の規定を含む。以下この項において同じ。）の適用を受けた市町村の区域の変動、町村合併又は境界の変更については第二十七条第十二項又は第二十八条第四項の規定は、その時以後も、なおその効力を有するものとし、昭和三十一年四月一日から同年九月三十日までの間に行われた町村合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した新市町村については、第二十一条の規定は、昭和三十七年三月三十一日までその効力を有するものとする。

3　この法律に定める新市町村建設促進審議会の職務は、昭和三十一年九月三十日までの間は、町村合併促進法第四条第一項の町村合併促進審議会が行う。

4　この法律の施行前に改正前の町村合併促進法（この法律附則第十項の規定による改正前の町村合併促進法をいう。以下同じ。）第十四条の規定によりされた不均一の課税は、この法律第二十二条の規定によりされた不均一の課税とみなす。

5　新市町村につき第二十三条の規定を適用して算定される地方交付税の額が改正前の町村合併促進法第十五条の規定の例により算定される地方交付税の額に満たないときは、当該年度において当該市町村に交付すべき地方交付税の額は、町村合併の行われた

日（町村合併促進法第三十四条の規定（同法第三十六条又は第三十七条第一項若しくは第五項の規定により準用される同法第三十四条の規定を含む。）により建設に関する計画を定めた新市町村については当該計画を定めた日）の属する年度及びこれに続く五箇年度に限り、改正前の町村合併促進法第十五条の規定の例により算定した額とする。

6　この法律の施行前に改正前の町村合併促進法第十七条第一項の規定によりされた国有林野の売払については、これをこの法律第二十五条第一項の規定によりされた売払とみなして同条第二項から第六項までの規定を適用する。

7　昭和三十一年九月三十日までの間は、第二十六条第二項中「新市町村建設促進審議会の委員」とあるのは、「町村合併促進法第四条第一項の町村合併促進審議会の委員」と読み替えるものとする。

8　この法律の施行前に改正前の町村合併促進法第十一条の三第三項の規定によりされた請求については、これをこの法律第二十七条第五項の規定によりされた請求とみなし、同条第六項中「請求があった日」とあるのは「この法律の施行の日」と、同条第七項及び第八項中「第四項又は第五項の請求があった日とあるのは「この法律の施行の日」として、同条第六項から第十二項までの規定を適用する。

9　この法律の施行前に改正前の町村合併促進法第十一条の三第四項において準用する同法第十一条第三項の規定によりされた投票については、なお従前の例による。

10　町村合併促進法の一部を次のように改正する。

第八条第二項を削る。

第十一条の三を次のように改める。

第十一条の三　削除

第十一条の四中「、第十一条の二第四項」を「又は第十一条の二第四項」に改める。

第十二条から第十七条までを次のように改める。

第十二条から第十七条まで　削除

第二十六条を次のように改める。

第二十六条　削除

第二十九条から第三十一条までを次のように改める。

第二十九条から第三十一条まで　削除

第三十四条中「第十一条の二第四項」を「第十一条の二第四項」に改める。

第十七条までを次のように改める。

第十七条まで　削除

第三十一条」及び「、第十三条及び第十五条中「町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度」とあるのは「町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度のうち新町村建設計画を定めた日の属する年度以後の年度」とそれぞれ」を削る。

第三十五条第一項ただし書を削る。

第三十七条第一項各号列記以外の部分中「第三号から第六号まで」を「第五号及び第六号」に改め、同項第五号及び第六号中「十万」を「十五万」に改め、同条第二項中「第三十五条第一項但書の規定は前項の場合において、同条第二項の規定は」を「第三十五条第二項の規定は、」に改め、同条第五項ただし書を削る。

附則に次の一項を加える。

3　前項本文の規定にかかわらず、第二十条の規定は、新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第百六十四号）第二十七条第十二項の規定の適用については、この法律が前項本文の規定により効力を失った後においても、なおその効力を有する。

11　自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の一条を加える。

第二十三条の二　自治庁に、新市町村建設促進中央審議会を置く。

2　新市町村建設促進中央審議会の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項については、新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第百六十四号）の定めるところによる。

（内閣総理・大蔵・農林大臣署名）

法律第百六十五号（昭三一・六・三〇）

◎税理士法の一部を改正する法律

税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　雑則（第四十九条―第五十七条）　第七章　罰則（第五十八条―第六十四条）」を「第六章　税理士会及び日本税理士会連合会（第四十九条―第五十七条）　第七章　雑則（第五十八条―第六十四条）　第八章　罰則（第五十八条―第六十四条）」に改める。

第二条中「、富裕税」を削る。

第四条第七号中「、税理士の登録を取り消され、若しくは税務代理士の許可を取り消され、又は税務代理士会から退会処分を受けた者」を「税理士の登録を取り消された者」に、「これらの処分」を「当該処分」に改め、同条第八号中「公認会計士」の下に「若しくは会計士補」を加え、「業務を禁止され、若しくはその」を削る。

第五条第一項第六号中「公認会計士」の下に「、会計士補」を加える。

第二十三条第一項中「認めたときは」の下に「、第二十一条第二項の規定により登録申請書の副本の送付を受けた日から一月以内に」を加える。

第二十四条第一号中「公認会計士」の下に「、会計士補」を加える。

第三十三条第一項中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）」の下に「第三十一条、」を加え、「第二十六条の三」を「第二十六条の四から第二十六条の九まで」に改め、同条第五項中「第四十条」を「第七十二条の三十五」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（計算事項等を記載した書面の添附）

第三十三条の二　税理士は、所得税法第二十六条、第二十六条の二若しくは第二十九条第一項から第三項まで、法人税法第十八条若しくは第二十一条から第二十二条の五まで又は相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十七条若しくは第二十八条の規定による申告書を作成したときは、当該申告書の作成に関し計算し、整理し、又は相談に応じた事項を大蔵省令で定めるところにより記載した書面を、当該申告書に添附することができる。

2　前条第二項及び第三項の規定は、前項の書面について準用する。

第三十四条第一項中「青色申告書の提出を認められている者」を「所得税法第二十六条、第二十六条の二若しくは第二十九条第一項から第三項まで、法人税法第十八条若しくは第二十一条から第二十二条の五まで又は相続税法第二十七条若しくは第二十八条の規定による申告書を提出した者」に改め、同条第二項を削る。

第三十五条中「（昭和二十五年法律第七十三号）」を削り、同条を同条第三項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第三十三条の二第一項に規定する書面が添附されている申告書について所得税法第四十四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第六項、法人税法第二十九条若しくは第三十一条若しくは相続税法第三十五条第一項、第三項若しくは第四項の規定による更正又は法人税法第三十条の規定による決定をすべき場合において、当該書面に記載された事実につき税理士が計算し、整理し、又は相談に応じていると認められるときは、税務署長（当該更正又は決定が国税庁又は国税局の当該職員の調査に基いてされるものである場合においては、国税庁長官又は国税局長）は、当該税理士に対し、当該事実に関し意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、申告書及びこれに添附された書類の調査により課税標準、純損失の金額、雑損失の金額、欠損金額若しくは税額の計算について法令の規定に従っていないことが明らかであること又はこれらの額の計算に誤があることにより更正又は決定を行う場合には、この限りでない。

第三十五条に次の一項を加える。

3　前二項の規定による措置の有無は、所得税法、法人税法又は相続税法の規定による更正若しくは決定又は審査の決定の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

第四十二条を次のように改める。

（業務の制限）

第四十二条　国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員で税理士となつたものは、離職後一年間は、その離職前一年内に占めていた職の所掌に属すべき事件について税理士業務を行つてはならない。但し、国税庁長官の承認を受けた者については、この限りでない。

第四十三条中「公認会計士」の下に「、会計士補」を加える。

第四十六条第一項中「この法律又は」を「第三十三条の二の規定による書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは」に改める。

「第六章　雑則」を「第六章　税理士会及び日本税理士会連合会」に改める。

第四十九条を次のように改める。

（税理士会）

第四十九条　税理士は、国税局の管轄区域ごとに、一個の税理士会を設立しなければならない。

2　税理士会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

3　税理士会は、法人とする。

4　税理士会は、その名称中に税理士会という文字を用いなければならない。

第四十九条の次に次の十八条を加える。

（税理士会の会則）

第四十九条の二　税理士は、税理士会を設立しようとするときは、会則を定め、その会則について大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2　税理士会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　名称及び事務所の所在地
二　入会及び退会に関する規定
三　役員に関する規定
四　会議に関する規定
五　税理士の品位保持に関する規定
六　会費に関する規定
七　庶務及び会計に関する規定

3　税理士会の会則の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（税理士会の支部）

第四十九条の三　税理士会は、国税局の管轄区域内の地域を管轄する税務署の管轄区域を地区として、又は国税局の管轄区域内の都道府県の区域を地区として、支部を設けることができる。

（成立の時期）

第四十九条の四　税理士会は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

（登記）

第四十九条の五　税理士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（会員の資格）

第四十九条の六　税理士会の会員たる資格を有する者は、その税理士会の主たる事務所の所在地を管轄する国税局の管轄区域内に事務所を有する税理士とする。

（入会及び退会）

第四十九条の七　税理士は、税理士会に入会届を提出した時から、当該税理士会の会員となる。

2　税理士は、退会届を提出したとき、会員たる資格を喪失したとき、又は第二十六条第一項各号の一に該当することとなつたときは、所属税理士会を退会する。

（会則を守る義務）

第四十九条の八　税理士は、所属税理士会の会則を守らなければならない。

（役員）

第四十九条の九　税理士会に、会長、副会長その他会則で定める役員を置く。

2　会長は、税理士会を代表し、その会務を総理する。

3　副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

（総会）

第四十九条の十　税理士会は、毎年定期総会を開かなければならない。

2　税理士会は、必要と認める場合には、臨時総会を開くことができる。

3　税理士会の会則の変更、予算及び決算は、総会の決議を経なければならない。

（総会の決議等の報告）

第四十九条の十一　税理士会は、総会の決議並びに役員の就任及び退任を大蔵大臣に報告しなければならない。

（建議等）

第四十九条の十二　税理士会は、税務行政その他国税若しくは地方税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申する

ることができる。

2　税理士会は、その会員について、第四十五条第一項若しくは第二項又は第四十六条第一項の規定に該当する事実があると認めたときは、国税庁長官に対し、その者の氏名及び事実を報告しなければならない。

（合併及び解散）

第四十九条の十三　国税局の管轄区域が変更された場合その区域内にある税理士会が合併又は解散する必要があるときは、その税理士会は、総会の決議により合併又は解散する。

2　商法（明治三十二年法律第四十八号）第百条（債権者の異議）及び第百三条（合併の効果）の規定は、税理士会が合併する場合に、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十三条から第七十六条まで、第七十八条から第八十条まで及び第八十二条並びに民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第二十六条及び第二十七条の規定（法人の清算）は、税理士会が解散する場合に準用する。

3　税理士会が合併したときは、合併により解散した税理士会に所属した税理士は、当然、合併後存続し又は合併により設立された税理士会の会員となる。

（日本税理士会連合会）

第四十九条の十四　全国の税理士会は、日本税理士会連合会を設立しなければならない。

2　日本税理士会連合会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

3　日本税理士会連合会は、法人とする。

4　税理士会は、当然、日本税理士会連合会の会員となる。

第四十九条の十五　第四十九条の二（第二項第二号を除く。）、第四十九条の四、第四十九条の五、第四十九条の九から第四十九条の十一まで及び第四十九条の十二第一項の規定は、日本税理士会連合会について準用する。

（総会の決議の取消及び役員の解任）

第四十九条の十六　大蔵大臣は、税理士会又は日本税理士会連合会の総会の決議又は役員の行為が法令又はその税理士会若しくは日本税理士会連合会の会則に違反し、その他公益を害するときは、総会の決議についてはこれを取り消すべきことを命じ、役員についてはこれを解任すべきことを命ずることができる。

る。

（一般的監督）

第四十九条の十七　大蔵大臣は、税理士会又は日本税理士会連合会の適正な運営を確保するため必要があるときは、これらの団体から報告を徴し、その行う業務について勧告し、又は当該職員をしてこれらの団体の業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定による報告の徴取又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（民法の準用）

第四十九条の十八　民法第四十四条（法人の不法行為能力）、第五十条（法人の住所）及び第五十五条（代表権の委任）の規定は、税理士会及び日本税理士会連合会について準用する。

（政令への委任）

第四十九条の十九　この法律に定めるもののほか、税理士会及び日本税理士会連合会の設立、運営、合併、解散及び清算に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十条の前に次の章名を加える。

第七章　雑則

第五十一条の次に次の一条を加える。

（公認会計士たる税理士の特例）

第五十一条の二　公認会計士たる税理士は、税理士会に入会していない場合においても、その行おうとする税理士業務について委嘱者の住所及び氏名又は名称を国税局長に通知することにより、当該通知した者に係る税理士業務を行うことができる。

第五十二条中「税理士でない者」を「税理士会に入会している税理士でない者」に改める。

第五十三条第二項及び第三項中「税理士会連合会」を「日本税理士会連合会」に改める。

第五十五条第一項中「若しくは税理士会、税理士会連合会その他の税理士の組織する団体若しくはその連合体」及び「これらの団体に対しその行う事業について勧告し、」を削る。

「第七章　罰則」を「第八章　罰則」に改める。

第六十三条第二号中「第五十五条第一項」を「第四十九条の十七第一項又は第五十五条第一項」に改める。

附則第三十項以下を七項ずつ繰り下げ、附則第二十九項の次に次の七項を加える。

30　昭和三十一年七月一日から五年間に限り、第六条の規定による税理士試験のほか、特別な税理士試験を行う。

31　次の各号の一に該当する者は、前項の規定による税理士試験を受けることができる。

一　もつぱら国税又は地方税に関する行政事務に従事した期間が通算して二十年以上で政令で定める行政事務の区分に応じ政令で定める年数以上になる者

二　計理士又は会計士補でこれらの者の業務に従事した期間が通算して十年以上になる者

32　第三十項の規定による税理士試験は、試験委員が、政令で定めるところにより、租税又は会計に関する実務について行う。

33　第三十項の規定による税理士試験の合格者を定める場合には、政令で定めるところにより、当該試験の成績によるほか、受験者の第三十一項各号に規定する事務又は業務に従事した年数を参酌して定めることができる。

34　第三十項の規定による税理士試験は、第三条第一項並びに第十三条第四項及び第五項の規定の適用については、第六条の規定による税理士試験とみなす。

35　第九条の規定は、第三十項の規定による税理士試験について準用する。

36　前五項に定めるもののほか、第三十項の規定による税理士試験の実施に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五十一条の二及び第五十二条の改正規定は、公布の日から起算して四月を経過した日から施行し、第四十二条の改正規定は、国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員でこの法律の施行後に離職したものについて、適用する。

2　国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員でこの法律の施行前に離職したものの在職中に自己の関与した事件に係る税理士業務の制限については、この法律の施行後一年間は、なお従前の例による。

3　税理士は、この法律の施行の日から起算して四月以内に、改正後の税理士法（以下「新法」という。）第四十九条第一項の規定による税理士会（以下「新税理士会」という。）を設立しなければならない。こ

の場合において、この法律の施行の際現に同一の国税局の管轄区域内に改正前の税理士法（以下「旧法」という。）第四十九条第一項の規定により設立された税理士会（以下「旧税理士会」という。）が二個以上存するときは、新法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該国税局の管轄区域内においては、その存する旧税理士会の個数以内の新税理士会を設立することができる。

4　前項の規定により同一の国税局の管轄区域内において設立された二個以上の新税理士会は、なお、存続することができる。

5　前項の税理士会は、いつでも、合併又は解散することができる。

6　新法第四十九条の十三の規定は、前項の規定により新税理士会が合併又は解散する場合に準用する。

7　この法律の施行の際現に存する旧税理士会は、この法律の施行の日から当該旧税理士会の主たる事務所の所在地を管轄する国税局の管轄区域内において附則第三項の規定により新税理士会が設立された日後六十日を経過する日までの間（同一の国税局の管轄区域内に存する二個以上の旧税理士会については、この法律の施行の日から六月間）は、新法第五十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の名称を用いることができる。

8　この法律の施行の際現に存する旧税理士会で前項の規定により設立された税理士会（以下「旧税理士会」という。）が二個以上存するときは、新法第四十九条第一項の規定にかかわらず、その清算が結了する日までの間（その期間内に解散したものは、前項及び新法第五十三条第二項の規定にかかわらず、その清算が結了する日までは、なお従前の名称を用いることができる。

9　全国の新税理士会は、なるべくすみやかに、日本税理士会連合会を設立しなければならない。

10　この法律の施行の際現に存する旧法第四十九条第二項の規定により設立した税理士会連合会（以下「税理士会連合会」という。）は、この法律の施行の日から前項の規定による日本税理士会連合会が設立された日後六十日を経過する日までの間（その期間内に解散した税理士会連合会については、その清算が結了する日までの間）は、新法第五十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の名称を用いることができる。

11　新税理士会又は日本税理士会連合会が旧税理士会又は税理士会連合会から不動産を取得する場合における当該不動産の所有権の取得の登記については、政令で定めるところにより、登録税を免除する。

12　都道府県は、新税理士会又は日本税理士会連合会が旧税理士会又は税理士会連合会から不動産を取得する場合における当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

13　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

14　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本赤十字社」の下に「、税理士会、日本税理士会連合会」を、「日本赤十字社法」の下に「、税理士法」を加える。

15　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第九号中「並びに弁理士会」を「、弁理士会並びに税理士会及び日本税理士会連合会」に改める。

16　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「並びに弁理士会」を「、弁理士会並びに税理士会及び日本税理士会連合会」に改める。

17　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十一号中「並びに税理士の登録及び監督」を「、税理士の登録及び監督並びに税理士会及び日本税理士会連合会の監督」に改める。

第三十二条第十三号中「監督」の下に「並びに税理士会及び日本税理士会連合会の監督」を加える。

18　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第二号中「並びに弁理士会」を「、弁理士会並びに税理士会及び日本税理士会連合会」に改める。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第百六十六号（昭三一・七・二）

◎国防会議の構成等に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四十三条の規定に基き、国防会議の構成その他国防会議に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条　国防会議は、議長及び第四条各号に掲げる議員で組織する。

（議長）

第三条　議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

2　議長は、会務を総理する。

3　議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、次条第一号に掲げる者である議員がその職務を代理する。

（議員）

第四条　議員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一　内閣法（昭和二十二年法律第五号）第九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣

二　外務大臣

三　大蔵大臣

四　防衛庁長官

五　経済企画庁長官

（服務）

第五条　議長及び議員は、非常勤とする。

2　議長及び議員並びに議長又は議員であつた者は、その職務に関して知ることのできた秘密を他にもらしてはならない。

（関係国務大臣等の出席）

第六条　議長は、必要があると認めるときは、関係の国務大臣、統合幕僚会議議長その他の関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

（議事）

第七条　国防会議の議事に関し必要な事項は、議長が会議の議を経て定める。

（国防会議の事務）

第八条　国防会議の事務は、総理府の国防会議事務局において処理する。

（主任の大臣）

第九条　国防会議に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（委任規定）

第十条　この法律に定めるもののほか、国防会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十条中「南方連絡事務局」を「南方連絡事務局国防会議事務局」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（国防会議事務局）

第十三条の二　国防会議事務局は、国防会議に関する事務を行う機関とする。

2　国防会議事務局の内部組織は、総理府令で定める。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第百六十七号（昭三一・七・二）

◎国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律

（出資額）

第一条　政府は、国際金融公社に対し、この法律の施行の日における基準外国為替相場（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項の基準外国為替相場をいう。）で換算した本邦通貨の金額が九億九千六百八十四万円に相当する合衆国ドルの金額の範囲内において出資することができる。

（寄託所の指定）

第二条　日本銀行は、日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第二十七条（業務）の規定にかかわらず、国際金融公社協定第四条第九項の規定による国際金融公社の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務を行うものとする。

附　則

1　**この法律は、国際金融公社協定の効力発生の日から施行する。**

2　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第九号中「及び国際復興開発銀行」を「、国際復興開発銀行及び国際金融公社」に改める。

（外務・大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百六十八号（昭三一・七・二）

◎道路運送法の一部を改正する法律

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「有償で」を削る。

第六条第二項に次の一号を加える。

三　当該事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

第二十七条を次のように改める。

（運転者の制限）

第二十七条　第三条第二項第一号から第三号まで及び同条第三項第一号の自動車運送事業を経営する者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。但し、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。

第三十条中「従業員の選任」の下に「、事業用自動車の運行の管理」を、「掲示すべき事項その他」の下に「輸送の安全及び」を加える。

第三十条に次の一項を加える。

2　事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員が運行の安全の確保のために遵守すべき事項は、運輸省令で定める。

第百二十六条第二項を次のように改める。

2　当該行政庁は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、その職員をして自動車、自動車若しくは軽車両の所在する場所又は道路運送事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

第百二十八条の二　左の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第二十七条の規定に違反した者

二　第四十三条（第七十二条において準用する場合を含む。）の規定による輸送施設の使用の停止又は事業の停止の処分に違反した者

第百二十九条第三号を次のように改める。

三　削除

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2　この法律の施行の際、現に改正後の道路運送法第二条第二項の規定により新たに自動車運送事業となる事業を経営している者は、この法律の施行の日から三十日間は、同法第四条第一項の規定による免許を受けないでも、当該事業を引き続き経営することができる。その者が、その期間内に当該事業について同項の免許の申請をした場合において、免許をする旨又は免許をしない旨の通知を受ける日までの期間についても同様とする。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法務図書一課
31.10.23

（大蔵省印刷局製造）